

# 監獄協會雜誌

第  
五  
號

第貳拾八卷

明治二十九年五月創刊每月一回（五十日發行）（五月二十九日發行）

# 監獄協會雑誌第二十八卷第五號目次

○論 説 ..... (一頁) ○通 信 ..... (七三頁)

○監獄の職務を論じて吾人の希望を ..... 松隈房吉 (九頁)

述ふ ..... (九頁)

○資 料 ..... (二三頁)

○感化教育 ..... (二三頁)

○統 計 ..... (二九頁)

○大正四年三月中出入監獄月未在監人員

○保 護 ..... (七六頁)

○埼玉縣下に於ける出獄人保護事業の概況 ..... 白井勇松

○雜 築 ..... (二九頁)

○範近監獄界の改良事項 ..... 醫士古瀬安俊 (二九頁)

○漫録他山の石 ..... 澄 處

○監獄局長の演説を讀む(五) ..... 典 獄 某 聲

○犯罪と社會観 ..... 革 生

○寄 書 ..... (四四頁)

○指紋法の沿革に就て ..... 司法省指紋部 根 本 生

○人種改善思想 ..... 三 角 生

○「檢事の日記」に就て 檢事南海生に與ふ

○小田原分監 黒田源太郎

○朝鮮に於ける看守の訓練 ..... 安永三四郎

○時事だより ..... (七三頁)

○宮崎縣の保護會 ..... (七六頁)

○埼玉縣自強會總會の概況

○御即位大典紀念事業 ..... (九頁)

○愛媛縣保護會合同の件 ..... (九頁)

○西字和護友會總會狀況 ..... (九頁)

○周桑佛教保護會總會 ..... (九頁)

○喜多郡明昭會總會 ..... (九頁)

○彙 報 ..... (八七頁)

○叙 任 ..... (九六頁)

○監獄協會々報 ..... (九七頁)

○茶話會〇地方部長嘱託〇贈與金

○輔成會々報 ..... (九八頁)

○加盟保護會〇保護會の移轉

## 監獄協會雑誌第二貳拾八卷第五號

論 説

### 監獄醫の職務を論して吾人の希望を述ふ

松隈房吉

監獄醫の職務は其職務規程に列舉せられ炳として丹青の如し又何の疑ふ所あるべき而るに吾人の敢て之を云爲せんとするものは其規程の要求に就て尙吾人の希望する所あるに由る

規程の要求とは何ぞや其大要是在監人の検診治療及監獄衛生に關する一切の事務を掌理するにあり何れの監獄醫も必ず醫師たるべき一定の證書を有するに由り検診治療及衛生上の技術に於ては一も欠く所なかるべし然れども唯其技術のみを以て其職務を全ふし得るものに非す何となれば其検診治療は普通の人民に

對するに非ずして在監人の検診治療なればなり其衛生事務は普通の社會に對するに非ずして監獄の衛生事務なればなり行刑の地に於て行刑の人に對す格段なる志意を有するに非れば不可ならん故に監獄醫は普通の開業醫間に往々見る所の輕佻浮薄を以て志意とするを得ず開業醫師も検診治療及衛生を本分とするは勿論なるも必しも衛生を重んじて疾病を未然に防ぐの手段を講ずるにあらず患者發して後に唯検診治療を事とするもの少からず而して辭を卑ふし媚を献し奔走して權貴に出入せんとするものも之れあらん車服を華美にし門戸を修飾し苦辛して患者を吸收せんとするものも之れあらん其志意や實に商賈的なり商賈を第一とし技術を第二とする昔時の所謂御殿醫の遺風今尙承傳するに非るか監獄醫は則ち此遺風に薰化せらるへからず世評に由れば監獄醫は概して當直を嫌忌するのみならず遲出早退するもの多きか故に時に事務の停滯を致し又は急病等に對して事に及ばざることありと或は然らん然れども此時間を欠くの弊は尙小なり若し吾人の所謂其志意を誤らば則ち其弊や行刑の本旨を阻礙せんとする甚だ恐るべきに非ずや吾人は是に於て監獄醫の志意に期待する所あるなり

第一吾人は監獄醫の親切ならんことを欲す監獄は狹隘の地に多數の人を拘禁し且其構造は戒護檢束を主とするが故に換氣射光等に不十分なる點もあり自ら不攝生の地たるを免れず而して在監人は全く自由を束縛せられて意の適し身の安する所なきが爲め自ら不健康の人たるを免れず不攝生の地にある不健康の人に対し若し不親切の検診治療をなさば徒らに彼等を驅つて疾病に苦惱せしめんとする而して診察不親切の結果は唯病者に投薬せざることあるのみならず又虛病者を病監に移すことなきに非ざるべし虛病者にして安逸を僥倖することあらば平素懶怠のものは日々争ふて疾病を訴ふるに至ることなきか吾人之を聞く定期健康診斷の如きは往々形式に流れ其結果診斷は無事に通過しながら翌日直に病監に移さるゝものありと又之を聞く入病監者中病勢已に一變せるに其藥餌は依然前方に由るものありと又疥癬患者の如きは多くは等間に付せらるゝが爲めに同氣相投するもの互に病監に長く同房せんことを約し故意に其微菌を移植して治療期を遷延せしむるものありと此數者若し之を事實とすれば是れ検診治療の不親切より來るものに非ずや凡て監獄官吏か在監人に對して親切なるべきは勿論

なるも吾人は監獄醫の検診治療に於て最も親切ならんことを望む。次に吾人は監獄醫の剛直ならんことを欲す監獄醫は在監人に對して検診治療をなすものなれば終始嚴正の態度を取り慎重に之に從事せざるべからず又一旦診察せし後は投薬すべきは投薬し施術すべきは施術し病監に收容すべきは病監に收容し又無病なれば其旨を告知し虛病なれば假借なく相當の手續をなすべく要是唯果斷に出で、假令彼等の懇請又は抗辯する所あるも凜然として其所信を狂けざるにあらん由來彼等は拘束を受くるを以て概して嫉妬又は猜疑心に深し故に監獄醫に於て若し徘徊願望して疾病の有無虚實を曖昧に付し以て一時を糊塗するが如きことあれば彼等は必ず監獄醫を以て人を見て検診治療を左右にせるものとなし怒らずんば必ず恨むに至らん思ふに優柔不斷は威信失墜の本なるべく吾人は監獄醫の剛直自ら持して此弊に陥らざらんことを望む。

更に吾人は監獄醫の沈勇ならんことを欲す在監人には粗暴のものあり頑兎のものあり彼等の診察を乞ふに當りては病なきに病ありと偽り輕症なるに重態を裝ひ以て休み以て惰り以て轉房轉業を乞ひ以て糧食被服の變更増加を乞ひ聳肩し

攘臂し疾呼激怒し慾望を貫徹せんば止まざらんとするこ頻々之れあり彼等は入監前懶怠放縱至らざる所なかりしに一旦拘禁さるゝに及びて監獄規律の嚴格に耐へず由て勞を辭して逸に就かんとし屢々教誨師看守長等に乞ふ所ありしも容れられず百方効なし而るに監獄醫は好衣して溫容なり奇貨措くべしと爲し乃ち病を街ふて以て監獄醫を動かさんとす是れ彼等の慣用手段なり此時に當りて監獄醫若し輕浮怯懦ならば則ち彼等の虛喝に屈せざるべく或は其虛喝も最初一二回は能く之に對抗し得べけれも三回となり四回となりては一は其煩累を厭ひ一は其兇暴を恐れ遂に其診斷を曲ぐるなきを保せざらんこす診斷上已に必要となれば轉房も轉業も糧食被服の變更増加も之を許さるを得ざるに至らん夫れ轉房轉業糧食被服の變更増加を妄りにするは行刑上の大弊害なり嘗て教誨師看守長等の容れざる所之を監獄醫の一診斷に由りて其慾望を貫徹せしめ行刑上の大弊害を釀成せんとす吾人は監獄醫の沈勇にして常に思ひを此に致し苟も在監人の粗暴頑兎に屈せざらんことを望む。

(六)

號五第卷八十二第

診治療は受傷的なり衛生は能動的なり吾人は監獄醫の進みて大に衛生事務に努めし衛生規律を屬行するは自己の責任なるを覺悟せんことを望まんとす坐して患者の到るを待つべからず起つて患者を未然に防かざるべからず監獄は元と不攝生地にして在監人は不健康者にあらずや種々の疾病動もすれば隙に乗じて襲來せんとす平素衛生を講じて嚴守するに非れば安んぞ能く防禦することを得んや監獄醫は晝夜武装して疾病と奮闘せざるべからず衛生規律を嚴守すること宜く軍律の如くなるべし故に監獄醫は在監人の被服臥具に對しては其織染品質寸尺は勿論之が乾燥洗濯交換期限等をも注意せざるべからず其糧食に對しては只献立表及調理せしものを検査するのみに非ずして其物資及之を調理する所を實驗せざるべからず監獄の營繕に對しては換氣射光に注意するのみならず暗渠は何處にあるや塵溜所は何處にあるや便所は如何にすれば臭氣を少ふすべきや芥子彈は如何悉く之を講研せざるべからず在監人の衣食住に注意すること宜く自己の其れに於けるが如くすべし且監獄の衛生は單に監獄醫のみ注意すべきに非ずして燒塲は如何にすれば燒棄に便にして且危險なかるべきや入浴場は如何運動場は如何悉く之を講研せざるべからず

論

監獄醫は此思想を一般の在監人に注入し在監人個々をして各其規律を嚴守せしめざるべからず然るに之を實際に徹して監獄醫は總て此複雜微細に入りて注意しつゝありや或る程度までは注意するも其餘は等閑に付することなきや検診室にすら塵埃を積み施術衣にすら汚垢の塗ることなきや嘗て某在監人の監獄醫を評せしものあり曰く當監獄醫は肺結核患者の隔離方法に於て不注意甚しく彼の衛生思想は余よりも幼稚なり宜しく余の爪垢を丸して以て彼に藥用せしむべきかと嗚呼此惡譖謠亦彼等感情の一斑を推知すべきにあらずや

且夫れ監獄醫は監獄に於て教誨師と共に典獄の左右を爲せり零丁孤苦怜れむべき在監人に對し其身體の健康を補成するものは監獄醫にして其精神の健康を補成するものは教誨師にあらずや教誨師の在監人に對するや必ず其性質生育遺傳技能及習癖等を精査して或は佛前に引見し或は房内に對坐し眞に骨肉の如く眞に師傅の如く以て教誨に從事するのみならず感化矯正の實効を期せんが爲めには與ふべき賞表處すべき懲罰に注意し更に四圍の關係に推及し其極看守の言語は斯くあるべく看守の行爲は斯くあるべく看守正しくして而して後在監人正し

看守の所置其當を得ざれば爲めに數千言の教誨も一水泡に歸せしむべしと警告せるは吾人の生平耳にして一快事とする所職務に忠實なるもの當さに此の如くなるべし監獄醫の職務に於ける獨り忠實なしとせんや吾人は監獄醫か在監人の検診治療に盡瘁するは勿論監獄衛生を講するに當りては亦四圍の關係にまで言及あらんことを望む

之を要するに監獄醫は普通の開業醫と異る苟も商賈的の志意あるべからず必や親切剛直且沈勇にして始めて其職責を全ふし得べしと信す現下の監獄醫には報酬少しへて曠職するものもなかるべく他に勤務の地なきを以て一時此所に踞すと云ふものもなかるべし前五六年の時とは大に其面目を一新せるを認む然らば則ち吾人の希望を充たすを得るも蓋し難きにあらざるべきか

## 資 粉

（承第二十八）

## 感 化 教 育

（承第二十八）

留 岡 幸 助 君

如上述べ來りたるが如く不良行爲の原由する所其の大體に於て明かになりたれば、之を矯正感化する方法も亦教育に依らざる可らざるは言を待たず、然らば則ち如何なる教育制度を以て彼等を感化すべきか左に其の梗概を述べんと欲す。

一、位置、感化院を設立するに當り劈頭第一に考究せざる可らざる一事は、如何なる場所に之を設置すべきかにあり、斯業を成功せしむるの要素として缺く可らざるは、固より適當なる人物を撰定するにありと雖も、既に適當なる人物を撰定したりとせば、之に次いで起る可き問題は、設置すべき感化院の位置如何にあり、位置にして適當ならざらんか、假令院長に適材を得たりとするも、事業の成功や必ずべきにあらず、然らば則ち位置として撰ぶべき所は如何なる場所ぞ、之を理想より云へば

清淨なる飲料水のある所、光線の自由に放射する所、新鮮なる空氣の流通する所、高燥にして陰鬱ならざる所、さては遊廓、劇場、寄席、酒舗、飲食店に遠かりたる場所にして、且つ加ふるに其場所たる風光の佳良なるを要す、而して其位置や都市たらんよりは、寧ろ農村たれ、少年感化の事たる適確なる人物を得るにあるや、多く語るを要せずと雖も、全き感化は天然の力に俟つこと亦極めて多しとす、之れ内務省が明治三十四年八月感化法實施につき地方長官に

感化院は可成静謐の地に之を設け道德上嫌忌すべき場所及感化に妨ありと認むる場所に建設することを避くるを可とす。

と通牒したる所以なり、爾來十有三星霜を閲したる我が感化院の現況如何と云ふに、府縣及民間有志者は此點に深く注意したものありてか、其の位置たる多くは風光明媚の地にあるは、我が感化事業の一特色とする所なり、蓋し人物の調育と天然の感化とは兩々相俟つて少年を改善するに離るべからざるものなれば、位置撰定の事は慎重に考慮せざる可らざるなり、

一、感化教育の中心、(家族制度)、前述の如く不良子弟の發生は多く境遇の悪化に基く而して其境遇の悪化中最も不良行爲を助長するに與つて力あるものは不良の家庭と家庭の缺如したるにあり、博士モリソンは家庭の如何が兒童に影響する顯著なることを言明して

幼年及少年時期に於ける最も重要な社會的境遇は家庭なり、……吾人は唯兒童將來の運命を定むる諸種の社會的事業の中、其高位を占むる者は家庭的境遇なるを認識す、其れ故に未成年犯罪者の社會的狀態を研究せんには、先づ其兩親の狀態より着手せざる可らず(未成年犯罪者論百三十六頁)と云へり、是を以て彼等を教養せんには温情掬すべき家庭を造り、此裡に於て彼等を教養せざる可らざるは理の正に見易きのことたり、是れ感化事業に家族制度を採用する所以なり。

一、家族舎の内容、家族制度の必要なる既に述べたるが如し、然らば則ち如何にして家族舎を構成すべきかと云ふに、一家族には先づ兩親に代りて兒童を教養するに足る夫婦の教師を撰定し、夫は教場に於て學課を教へ、工場又は農場に於て兒童と勞作を共にし、専ら之が教育と監督との任に當り、而して妻女は家事を處理し一朝兒童にして疾病に罹らんか、親しく看護の勞を取り、恰も慈母の其の子女に於けるが如くせざるべからず、而して一家族舎には最上數を十五人とし、専ら身心の發育に注意し、恰も自己の家庭に於けるが如く兒童を教育するなり、一家族に兒童數を十五人以下に限定する所以のものは一家庭に餘り多くの兒童を收容するは真個教養の期し難きものあればなり、思ふに感化の眞意義は兒童各自の個性に鑑みて教養するにあり、此の原則に據りて兒童數を十五人以下に限定するは歐米近年の傾向なり、文明各國に於ける優良感化院と稱せらるゝ英國「レツド、ヒル」米國「ライ

アン、スクール」獨逸「ラウヘス、ハウス」等の感化院に於ては一家族五十人乃至六十人の員數を有すと雖も、こは家庭制度として餘りに數の過剰なるにより、瑞西又は我國の如きは近年一家族十五人若くは十二人の員數を限定するに至りたるは、斯業の一進歩と謂はざるべからず。

一、教育、家族制度既に組織せられたりとせば次に起るべき問題は兒童の教育なり、感化事業施行の上に周到なる注意の要すべきものは兒童を教育する方法則ちはなり、感化事業を刑罰制度より分離し専ら教育を以て改善を期せんとならば、其の施設如何は細心の注意ながるべからず、然らば則ち如何にして兒童を教育するかと云ふに學課の教育と實業の教育とは其の最も主たるものなればなり。

第一、學課の教育は義務教育を授くるを以て限度とし、若し兒童の向學心にして發達進歩の見込あり、且つ義務教育以上を學ぶに於て便宜の存するものあれば、其の志を成さしむるに於て、最善の力を致すは、感化教育者の正に執るべきの義務なりとす、而して其の教授時間は半日とし他の半日を以て勞役に服せしむるは歐米先進國の原則なるが如し、然れども感化院の教育は義務教育完了の程度のみにては社會に出で、一人前の活動をなすに於て不充分なれば繁閑其の宜しきを圖り、補習教育を施すは必須缺くべからざるの設備と云ふべし、而して之れが實行は夜間を以て最も便宜の時機なりとす

## 第二、實業教育、茲に實業教育と謂ふは其の範圍の頗る廣汎なるを指すものにて、苟も兒童を練習

せしめ以て生活の便となるんものは悉く此の内に含蓄せり、故に兒童の嗜好と技能とに鑑み最も發達の見込ある實業に就かしむるは最善の法にして或者は商家の丁稚とすべく或者は工業家の徒弟とすべく、或者は農業見習として、農場又は農家に送り遣はすべし、然れども農工商家へ徒弟として送るに至るは入院幾ヶ月を経過したる後のことにて感化院には各自其の必要と便宜とに應じて實業の設備ながるべからず、故に感化院の所在地市内なれば其の實業は多く工業を採用すべく、市と農村との限界地なる所謂郊外にありては、工業と農業とを併置すべく、而して更に其の所在地の農村たるあらば全然農業を採用すべく、要するに感化院の實業問題は其の所在地の性質如何に依りて定まるものなれば千篇一律を以て議すべからず、其の地方々々の經濟狀態を顧みて種類如何を撰定するは策の得たるものなるを信す。

感化院が兒童に實業を課するの目的は兒童をして獨立自營の人たらしむるに在り、故に苟も正業として自立し得んものは如何なる種類の實業と雖も兒童の技能に適應して授くべきものなり、而して農工商三者の中に特に感化を助長するに與つて力あるものは農業なりとす、デ、メツの「土地は人を化し、人は土地を化す」と云へるが如く兒童を農業に就事せしめ以て業務を練習せしむるは畢竟兒童を感化する所以にして、農業を院兒に課するは近世感化教育政策として各國の推賞する所なり。

一、音楽と體操、事の序を以て叙せざるべからざるは、教育は學科と實業とを課すと共に音楽と體操との兩課をも科せざるべからず、音樂は少年の好んで撰ぶ所にして、假令其他の學課を進みて受けざる時すらも音樂を厭ふて其の課を怠るが如きは未だ曾て聞かざる所なり、之れ少年者が天資に於て音樂を好愛するの實證たり、殊に不良少年は概して音樂殊に歌謡に長するの性情あり、之れ何れの國の不良少年、少女を調査するも同一たるを失はざるなり、概ね學課は彼等の好まざる所なるも音樂は好んで學ばんとするものなれば、之を教課目之内に加へて其の嗜好に投するは感化教育の要義と謂ふ可し、然らば則ち音樂とは如何なるものなりやと云ふに、多くは之れ歌謡の類にして其歌謡には唱歌、軍歌、宗教歌、の區別あるも、概して兒童は此等を諷誦せんことを欲す、斯るが故に音樂は一週幾時間がを課目中に加へて専念一意諷誦に熱中せしむるは感化に補益する所少からず、殊に軍歌の如きは勇壯なる情操を作興すると與に愛國の精神を鼓舞するものなり、唱歌と宗教家とは精神を高潔に且つ爽快に保たしむるに益あり、斯るが故に德性の涵養には歌謡なかるべからざるなり。

體操は次に来るべきの課目にして一週數時間を課するの必要あり、殊に不良少年感化の一方法として兵式體操の有効なるは等しく専門家の是認する所なり、不良少年は概ね放縱にして粗野なり、斯るが故に兵式體操を以て放縱を制し粗野を正すは最も肝要とする所なり、是を以て歐米感化院の多くは一

擧手一投足にも少年を律するに兵營的訓練を以てするは之れあるが爲り、是れ感化教育に兵式體操を必須課目として採用する所以なり。

一、運動遊戯、兵式體操に次いで施設すべきは曰く野球、庭球、曰く鞦韆、曰く運動圓木、曰く擊劍、柔道、曰く角力及競技と々列舉し能はずと雖も少年少女が運動遊戯を愛好するは其の天性に出づるものにして、之が性情を善導するは感化教育者の逸すべからざることたり。

一、衛生上の注意、夫れ健康の問題が密接に人生の百般に涉りて關連することの大なるは豫想の外にありと云ふ可し、然らば則ち衛生の事たる、忽にすべからざるは理の當に然るべきことたり、夫れ公衆の衛生は元家庭の衛生を以て單位となす、家庭の衛生にして能く行はれんば公衆の衛生や言ふに足らざるなり、殊に慈善院に於ける衛生の事たる特別に注意し施設するの必要あり、如何となれば、元來慈善院は乞丐、竊盜兒、浮浪兒、孤兒、貧兒及老者、病者を收容する所たれば注意の上にも注意を拂はざれは測らざる時に疾病を釀し、思はざる時に不健康者を生ずればなり、殊に不潔不規律は不良少年に於て習ひ性となりたれば、之が陋習を一洗せんには、嚴密なる取締と周到なる注意ながるべからざる也、感化院の如き團集を成せる場所柄に於ては流行病即ちトラホーム、虎列刺、赤痢、胸窒扶斯其他流行病の發生に付ては周密なる注意を拂はざるべからず、蓋し衛生の要訣たる水、空氣、光

線、食物、運動、清潔等に存すれば常に此等の諸點に注意して兒童をして健全なる成育を遂げしめざる可らず、殊に兒童の身體が感化の基本たるを知らば、感化院に於ける衛生問題たる蓋し忽諸に付すべからざる、今更多く語るを要せざるなり。

一、德育、教育と併行して感化に緊切なるは児童の德育問題是なり、學科の教育と實業の教育とは児童を世に立たしむるの方法<sup>ミソス</sup>にして、德育は児童の世に處する精神<sup>スピリット</sup>を授くるものなり、故に感化教育に於て児童の德育を如何にすべきかは最も肝要事に屬す、吾人をして謂はしむれば感化の本源は宗教にあり、少くとも宗教の勢力によりて全然感化されたる活ける人格が児童の模範<sup>モラル</sup>ならざるに於ては感化の事能くし得べきにあらず、然れども茲に困難なる一事は信仰の事たる意志の自由選擇にあれは他より彼は關涉すべきにあらず、是れ我が憲法に於ても信教の自由を與へれる取扱なり、故に感化院が児童に宗教を強<sup>ク</sup>可らざるは固より言を俟たず、然れども宗教の方に感化せられたる活ける人格が事業其のもの、主腦者となりて、感化の衝に當るべきは何人も異論を唱ふる能はざる可し、卑見に據れば何れの種類の感化院と雖も（公立、代用、私立を問はず）宗教的人物を聘用して院の主腦者たらしむるは最も大切なこと、信す、論者或は曰はん、宗教的人物を用ふるとせば若し其の院の公立なしし場合には如何にするそぞ、思ふに假令斯る場合と雖も宗教的人物を聘用するに於て何等差闇<sup>ハナシ</sup>へな

かるべし、信教の自由は其の人の権利に屬す、宗教的人物の院長に選任せらるゝことあるも、必ずしも兒童に宗派心を鼓吹するの必要なし、只宗教的感化を日常生活の裡に於て現はさば兒童の感化はやら行はるべし、故に公立の感化院にありては寺院や會堂や神社に於てなすが如き宗教上の儀式を行ふ能はざる可しと雖も、隱然宗教的感化力を日常生活の裡に現はすことは固よりなすべきのことにて、常住坐臥悉く感化の意義を發揮す可きは多く言ふを俟たざるべし、此の意義に於て宗教的人物を採用することは假令公立感化院と雖も差間へなかるべし、況んや代用私立に於てをや、斯るが故に兒童の德育問題は先づ院長の人格問題にして其の人格は宗教的意義による人格たるを要す、是れ感化の第一要義なり、既に活ける人格に於て感化の中堅たるを得は院長に亞いで人選せざる可らざるは適當なる教職員なり、而して其他は教科書のこと、修身講話のこと、其他一々列舉し悉くす能はずと雖も、惟ふに感化教育の施設たる悉く感化の意義を含まざるものなかるべし、如何となれば感化院の従業者及設備は一々兒童を感化せんが爲に設けられたるものなればなり、既に述ぶるが如く感化院の德育問題は宗教的人物を必要とせるか、茲に注意を要すべきは當識を逸したる人物は如何に宗教家なりと雖も兒童を教養する上に故障多ければ、此の一事は人選上細心の注意なかるべからざるなり。

の然るを見る、如何となれば在院児童は嚴重なる規律に服従すると同時に入院の要たる失行ありたりが爲に児童自らの心裏には院則及其の生活は彼等の失行に對する懲罰ならん如く感想せるを以て嚴重の裡にも自ら之を緩和するの備へなから可らず、殊に入院児童は不良なる家庭に於て悪化せられ、奉公先父は徒弟見習中、虐待又は冷遇せられたるが爲に、人に接觸するを好まず、人生を嫌厭するの情自ら盛なれば、院内に適當なる娛樂を設備して其の生活を快活ならしむるを要す、而して其娛樂の設備たる其の地方の習慣風俗、及び便不便を斟酌して其の宜しきに從はざる可らず、故に特に如何なる種類の娛樂を設備すべきかに就ては、茲に詳説せず、然れども一言の止む可らざるものあり、其は逃走と娛樂との相關聯すること即ち是なり、概して逃走の起るは其の生活の無趣味單調なるにあり、換言せば児童が其の居處を嫌厭するが爲めなり、故に娛樂の設備にして完からは、勢ひ児童は其の生活に面白味を感じず、面白味を感じずするに至らば、勢ひ逃走するの動機自ら消滅するに至るべし、是れ逃走の娛樂に關係する所以なり。

一、趣味の構成、趣味の構成とは感化院を經營するに當り必要缺く可らざるは校舎の建築及院の生活狀態を趣味あるやう組織することなり、大は講堂、家族舍、教場の構造法より、小は花壇及裝置の末技に至るまで一本一草の微々雖も趣味あるやうとすること最も肝要なり、元來慈善院は不遇者を收容する所にして院内の空氣何となく悽愴たるを免れず、故に孤兒院の視察者が其の状景を目撃して「孤兒院は恰も尼寺の如き感あり」と云ふが如き、適以て卑見的確なるを證據立つるに足る、左れは感化院の如きは特に此點に注意し、事々物々趣味あるやう組成すること最も肝要なり。

一、農耕地の設備、前述の如く感化院の實業は農業を以て最も適當せるものとなすが故に、耕地は出来る丈廣きを要す、荒蕪地、原野、沼澤（沼澤は之を埋没して耕地に變換する必要あり）所謂廢地を利用して之を有用なる耕地となすの方針を以てせざる可らず、感化政策として採用する農業は第一食物を作るにあり、第二、耕耘に依りて身體を訓練するにあり、加ふるに自然に接觸するが故に心理狀態に變化を來たし感化に效あるなり）第三、農業の熟達は退院児童をして自營的農民たらしむるの利あり、殊に近時農民の減少する傾向あるは世人の熟知する所にして少年をして農業に熟達せしむるは歸農的政策上より云ふも邦家の爲に大切なことなり、第四、廢地を變じて耕地とするは國家の利益にして而かも此一事不良少年によりて完成せらるるさせば一舉兩得と謂ふべし、以上列舉したる理由は少くとも感化事業に農業を施設する所以なりとす。

一、賞罰、信賞必罰は善良なる行爲を生せしむるの淵源にして、賞を見て進み、罰を見て退くは、人情の自然なり、故に屬むべきの賞與制度と惡行を斷止す可き懲罰制度を程よく鹽梅することは感化

を助長する有力なる機關なり、賞與としては貯金、休暇及各種の特權を許し、假退院及全退院を許可するが如きは最も有効なるべく、懲罰としては減食、閉居、禁足、特權の褫奪等最も有効なり。

一、教職員の資格、泰西の教育學者が教育家の成功は人ヒトナリテ格八十五「パーセント」才能十五「パーセント」なりと云ひしが如きは、移して以て感化院の教職員に適合せしむべきなり、前にも云へる如く院長の人選が亞いで大切なは教職員の任用なり、之れが任用に於て誤らんか、感化教育は零となるべし、故に書記、會計、教師、保姆等各適確の人物を得んことは要務中の要務と謂ふ可し。

一、教職員の待遇、感化事業に適任者を得ることの大切なるは前段既に歴々したる所なるか、才幹に加へて感化力ある適任者は相當の待遇なかる可らず、殊に感化の成績は少しにても勤續年限長からざれば從て效果も薄弱なれば長き勤續は一面又待遇法の如何による事多ければ教職員の待遇は忽にすべからず、感化事業の成績如何は此の問題に關係すること深し、故に適任者を得んには俸給手當の如きは財政の許す限り、其の歩合を宜くし、且つや住宅の如きも設備を快活にし、假令兒童に接して疲勞することあるも、一度家庭に歸るあらば十分に慰安するの道なかるべからず、而して教職員たるものは終生其の業に従ふべきものなれば家庭内は極めて快活を旨とし、其他休暇靜養の如きも、事務の繁閑宜しきを見計ひ、成るべく丈け與ふるを宜しとする加ふるに財政の充實如何にも依るべけれども

### 職員に對する養老保險の如きも之を設備し置くの必要あり。

感化事業として有終の美を收めしめんと欲せば一文惜みの百失ひに習はず、適材を得て之に満足を與へ終身喜んで其の業に従はしむるの設備なかるべからず、畢竟教職員の更迭之を他と比較して感化院に頻繁なるは事業其のもの性質困難なるに依る可けんも一は以て待遇法其の宜しきを得ざるにもあるべし、之れ特に茲に注意を喚起し置く所以なり。

之を要するに感化事業は犯罪を防遏する上より云へば監獄事業に優るが故に、周到に施設して効果あらしめなば啻に國費を節減し得るのみならず少年を救護する上に於て多大の功績ありと云ふ可し、而して感化の實績を擧げんと欲せば少年を處遇するに刑罰主義懲戒手段を避け全然教育制度に據らざる可らざること既に詳論したるが如し、而して教育主義によりて少年を改善せんには感化の主體たる院長及び其他の教職員に適材を求め彼等を優遇して永く其業に安んせしむるにあり、是れ感化事業を徹底するの要務たれはなり。(完)

新岐 譜 靜 名 安 流 古 遺 皋 滷 和 橋 葉 戶 宮 野 府 菅 津 屋 岡 阜 邱 所

大正四年三月末在監者人員表

大正四年三月中入出監竝月末在監人員

大正四年三月末日現在受刑者刑名表

期名		刑期
五年以下	十五年未滿	十五年以上

男  
四二六  
二、一二三  
八八四  
一一、〇一九  
六、六五七

二四九 二九七 四九 三八 一六 女

四四二  
九三三  
二、一七二  
一一、三一六  
六、九〇六

前月末在現

前年現在  
末日現在

△△△△△ 前月比較  
一一一三四二〇二八增

前年比較



近時本邦の監獄が其内容及刑の執行方法に關して、著しき進歩をなしたるは十目の視る所誠に明白なる事實なり。元來監獄行刑の本旨は人の自由を束縛するにありて、或は身體を毀損し或は生命を短縮する如き事有る可からず、又他日出獄後正業に復し善良なる社會の一員となるに充分なる體力と、確固不動の精神を保たしむる様、萬般の施設に留意すべきこと即是なり。而して所謂自由行刑の眞面目は年を重ね時を経るに隨ひ、各種の計畫と、熱心なる研究とに依り長足の進歩を爲しつゝあり。輓近益々改善せられつゝある監獄界の醫事衛生に關し刮目すべき三四の事項を云はん

近頃  
監獄界の改良事項

醫學士  
古瀨安俊

受《名》事を得

◎食物供與の改良 現行獄則に依れば在監者には其の體質健康年齢作業等を參酌して、必要なる糧食及飲料を供すと規定せられ、尙刑事被告人には糧食自辨を許可し得ることをも規定せり。今是に依りて考ふるに、在監者の食料の根底は、右規定の斟酌すべき四項目の中にて體質に最も重きを置くべきは勿論にして是に其の健康状態の良不良を照し、更に年齢作業を斟酌すべきを本旨となす。又監獄法施行規則には、在監者に給與すべき、糧食の種類及分量を規定せり。即ち飯（下白米十分の四麥十分の六）は一人一日三合以下にして菜は一人一日五錢以下なるべしと規定せらる。是により之を觀れば、米は分量を以て制限し、菜は錢價を以て制限す。但し何れを問はず絶対に斯くあるべしと云ふには非ずして、地方の状況物價の高低在監者の健康保全上必要なりと認むる時は、典獄は司法大臣に糧食種類の變更を上申し以て認可を

行せば、必ずや從來より一段の進歩を呈するものあるべし。

惟ふに本邦の監獄糧食は、未だ尙ほ科學的研究の方面に於て、著しき不足あり。殊に近年二三の監獄の壞血病を出し或は著しき死亡者を出したるが如きは種々なる原因あらんも、一面獄食給與上の智識の科學的にならざりし罪も認め得、一般社會の國民營養の問題が識者間に稱へらるゝに至りたる今日、獄食の講究も是に相伴ひ層一層の講究を望む次第なり。

○醫藥・醫療器械等の制限　本來監獄の醫療は其の立脚點を、經濟的處方に置かざるべからず。然るに監獄醫務に從事する醫師が、動もすれば是を閑却して各自好む所に隨ひて或は一方に偏したる醫藥を用ひ或は非常なる高價薬も頓着することなく、盛に是を使用するが如きは顧慮すべき必要あると信す。良民の租稅を以て、社會の共同存立に障害を爲すの徒を偏愛的に扱ひ、徒に監獄をして

吾人は何れの方面より見ても飯を分量を以て限定せらるの甚だ妥當にして合理的なるを賞讃す。而して麥の代用として大豆其の他の雜穀を雜へ、或は白米の價格の暴騰したる場合白米混合の分量を少くしたる事ありし經驗より徵すれば、是は大いに留意すべき事にして、必ず雜穀混合の場合には、其の營養價を調査すること緊要なり、慢然たゞ同分量を交換するが如きは、極めて危險なり。次に菜に就て言はんに從前は其の原料を購求する際動もすれば少種類に限定せらるゝ傾ありしが、今や漸次改良せられ其の種類を増加し調理變更の度數をも増加せられたるは喜ぶべき現象なりと云ふべし。一昨年食物給與上司法省は作業の種類を羅列し、作業の種類に對して給與食料の區別を設け且つ分量を上下すべき準則を發布せり。

此の準則發布は實に食料給與上的一大革命にして、監獄食料の一階段を劃したりと云ふべし。從來各地の監獄に於て作業に對し、對應せざる食料

の支給をなせしは識者の間に大なる缺點として、認められ來りたるものなるが、此の際此の時この準則の現れたるは最も機宜に適したるものにして、眞の功力を十分發揮せられざるべからず。然れども動もすれば、準則に拘泥するに過ぎたる結果、却て眞の精神を没却するもの無きにしもあるは、遺憾ならずや。抑も作業は衛生經濟及在監者之刑期、是に加ふるに健康技能職業等を參照して、課すべきことを規定せらる。而して斯くの如くにして定められたる作業が、やがて囚人の糧食を左右する基礎となるとせば、作業の撰定は實に囚人の運命に極めて大なる關係を有するなり。今歐洲各國の監獄が、食物の内容を規定し是に準せしめ、其規定の基礎を體質に置けるを見れば、我國今日の食物改良は運用者の手腕如何によりて、囚人の運命に極めて大なる幸不幸を惹起するものなり。而して立法者の主旨が遺憾なく透徹せられ、運用の衝に當れるものが周到の注意の下に是を施

り。此の見解よりして、醫療器械の限定を行ひ、その購入の區域を狭めたるものにして、屢々過仁の徒か稱ふるが如き精神の出でたるにあらずして、深き根底を有するものと云ふ可し。故に指定外の薬品醫療器械なりとも上申すれば購入せしむるものにして、取捨選擇の餘地を多數の眼を以て行はしめんとするものなり。世に往々監獄醫藥の減少なるを説くものあれど有用にして缺くべからざる醫療機關が監獄に存在せずと爲すは、大なる誤なり。吾人は此の意味に於て辯明を爲すものなり。

○統計様式の改良 医事に關係する方面の統計様式上最も注意すべきは、疾病の分類方法をベルジヨン式萬國共通分類法に則りしこなり。

○統計様式の改良 醫事に關係する方面的の統計様式上最も注意すべきは、疾病的分類方法をベルジョン式萬國共通分類法に則りしことなり。

此の分類法に據れば、他國の夫れと對照する際にも甚だ容易にして統計の應用方面も著しく廣大せられたるなり現今本邦の各所に於て用ひらるゝ疾病分數の様式は不統一を極めつゝある事は、醫學

の進歩上甚だ遺憾といふべきなり。大いに研究の餘地ありと信ず、然るに司法省が大勇斷を以て、收計方法を中心纏め、地方はたゞ小票の作成を

1

漫錄他山の石

卷第二十八

三

收計方法を中心にして、地方はたゞ小票の作成を行はしむるに留めたるは、事務の簡捷上實益すべき事にして、一方又我國の統計上大なる進歩を見るべき也。他省に於て用ふる統計の收計方法が、主として小票の構造に依存するものにて

◎作業の振興は前で

三

調成せられたる統計の時としては眞の價値を疑はるゝ事なきを保證ざるが如き状態にあるは極めて遺憾なり大病院に於てすら其の統計には不完全なる點ありと思惟す。

事務の敏活と、統計の應用と正確とを期せんとせば、むしろ中央に於て收計して各地方よりの小票を取り扱ふ事の優れるに若かず。現今各地方の病院等にて行はるゝ統計の極めて不完全にして區々別々の觀を呈し、徒に無趣味なる文字を秩序なく、たゞ羅列するを以て、讀むものは己が見んどするものを見出す能はず、たゞ其の繁雑に苦しむのみ。

西語に曰く起てる農夫は生せる紳士よりも貴しと  
勞働は實に神聖なるものゝ一に位す吾人々類が此  
世に生存するもの廣き意味に於ける勞働に依りて  
衣食住の需用を充たすのみならず進んでは文學技  
藝法律經濟其他百般の進歩發達に資して國家社  
會の福利を増進すると同時に其地位と名譽を獲得  
するに努めざるべからず此の故に勞働なるものは  
吾人々類が本然の義務に屬するものなりと云ふを  
得べきなり況んや犯罪の爲め刑罰に處せられ監獄  
に入監したる者に對し課する所の監獄作業なるも  
のは元來自由刑に伴ふべき要素にして強制作業あ

りて初めて自由刑の目的を達すべしと謂ふも敢て過言ならざるべきを信せんとする加之ならず彼等犯罪原因の多くが遊怠放逸にして労働を厭忌し社會に於ける生存競争の落伍者たる者より觀察するも強制作業を課して工藝の趣味を體得せしめ労働の良習慣を造り「セント、ポール」の所謂働くことを欲せざるものは食ふべからずと云ふ自働自活の要義を脳裡に移植し不生産的人種を教養して生産的人類に變化せしめざるべからず此の大任を雙肩に荷ふ吾人司獄官吏たる者の職責たるや亦重且つ大なりと謂ふべきなり

附せられし諸問題項の中作業の振興策に關する件と云ふ一節あり我國は昨年以來歐洲戰亂の餘波を受け社會一般は申すに及ばず監獄に於ても作業上其影響と打撃を受けたるもの渺少なりとせず之が回復を圖るは要急の時務にして時局の終了を待つに遑あらざる而已ならず寧ろ進んで一大方策を建

(い) 惡の形式を履ます若しくは健全者なるに一回の懲罰にも付せず漫然不間に付するものあり借問す當局は何に依りて以て作業督屬の基礎を築かんとするか  
 (は) 習熟期間を経過し健全なる作業能力を有するものは普通一人前以上の成績を擧げ即ち課程を了すと共に精良なる製作品を提供せざるべからず然るに一月若しくは二ヶ月以上に亘りて依然課程を了せず器械を使用するか器械に使用せらるゝか判断の附かぬ程に緩慢に就業するものに對しても懲罰の制裁に出です其儘に看過しつあるは敢て珍らしからざる事實あり如斯は受刑者に對する強制作業の精神は何に依りて貰かんとするか甚だ疑なき能はざるなり但し習熟期間を経過すと雖も作業能力に缺陷ありて等一科程を了し難き事情あるものに對しては無論相當時の延長を與へるは事理に適合するの措置たらずんばあらず

(に) 製品成績検査は監獄作業の殿りを爲すべき極めて重要な事務に屬す蓋し強制作業に於て督勵を嚴重にすれば必ずや製品の粗悪を來すべきは自然の勢にして就業者は單に多數の製作にのみ著眼し製品の精粗を顧慮するの念薄く其結果として素品を濫用し濫造の弊に陥るや免かるべからざるの趨勢なるを以て成績検査は最も慎密に之を執行せざるべからず然るに多くの場合に於て工場擔當看守又は授業手に一任して餘り重きを措かざるの風あるは一の弊事たるを免れず少くとも看守部長をして検査の主任たらしめ作業主任亦時々立會するの注意ありて官廳又は受負人に反すべき損害をして寡少ならしめざるべからず

以上叙述せし所は余が信する強制作業督屬の順序方法にして兼ては監獄作業振興の一方案ともならん歟と思惟する人或は言はん子が述ぶるところ既設作業の督屬にして作業振興策に益することなしと

家たるの見地より第二種に屬する作業振興の方策につき左に卑見の存する所を陳述せんとす  
 (い) 作業の教育 凡そ何種の業體たるを問はず教育は事業の先驅を爲すべき必要缺くべからざる事務たり民間に於ても徒弟或は見習と稱し業種の如何に拘はらず短きは一二年より長きは十年に亘りて練習を積ましむるは現實社會に於ける状況なりとす蓋し習はざる經は讀むべからず教へざる兵は使ふべからずとの俚言の如く初進の者に對直に一人前の課程を強ゆべからざるや固より論なきなり然るに吾監獄界に於て課程等一制度を布かれたる時機に當り如何なる理由に基因せしものか從來設定したりたる作業習熟期間なるものを廢止せし監獄少からず即ち直に普通一人前の働きを賦課するの風習瀕蔓せしが果して出來得べくもあらず近來に至りて之を復活せし監獄亦少からず然るに今日に於ても猶未だ習熟期間を設けざる個所すらありと聞くに至り

(ろ) 科程寛恕は習熟期間設定に次ぎて起るべき問題なりとす即ち老者幼者は申すに及ばず四肢五體の一部たりとも欠陥あり又は痴愚等にして精神状態に於て充全の作業能力なきものは嚴密に身體及び精神を検査せしの能力相應の科程を盛り寛恕の方法を執らざるべからず之等は身分帳視察表に依りて判定せらるべき事項なるも或監獄にては半歲若くは一年を経過するも科程不了の儘に看過し身體精神に異狀あるに拘はらず寛恕を期せざるべからず

夫れ或は然らん然れども食量を増加（今日にてはなし）し或は茶を給し若しくは入浴の度數を増し又は紙製石盤の類を貸與し各種の手心を加へて汲々乎として獎勵條件を案出するに拘はらず法規上爲すべき事務を遺漏し懲罰に付すべき案件を失念するものありとせば須らく先づ其大本に返りて仔細に詮議を加へ適法の處置を取り強制作業の意義を明瞭ならしむべきものならずや

督勵と獎勵が同意義なるか別意義なるかは他日の問題として余は假りに督勵を以て法規より來るべき純然たる手續とし獎勵を以て法規の範圍内に於てする一種の誘導方便と見做して之を區別し強制作業に對する觀念を概括せんと欲するものなり凡そ何事を爲すにも本末主従の關係を明にし混同することなからんことを要す法規上の精神より割出すべき督勵は必ず敢行せざるべからず其他の獎勵方法固より不可なしそす然れども獎勵に汲々たる餘り本體たるべき督勵方法を失却し本末を顛倒

### 上衣に附著せしむること

(六) 習熟期間を経過し科程を了せざる者に對しては或る票識を上衣に附著せしむること

(七) 習熟期間中の者に對しては(六)と同様の方法を執ること

(八) 日當夫に對しては最高の工錢を得てより尙ほ三ヶ月引續き成績優良と認むる時は(五)と同様の方法を執ること

(九) 日當夫と科程業者とを區別する爲めに日當夫に對し(六)と同様の方法を執ること

右の外精密に觀察を遂ぐる時は數多類別方法の存するものならんと思惟す各監獄典獄が作業振興に留意すること至れり盡せりと謂ふべし然れども食量統一後は止むなく成績優良者に對し増食せしむる能はざるを遺憾とするものありと聞く是れ余の質より論するも將又人間天賦の義務より觀察するも増食を懸けて科程を釣るか如き手段は教育上甚

するに至りては呆然として言ふ所を知らず現今の状態を見渡すに或は後者に重きを措くの傾きを生じ随て法規の精神を曖昧ならしむることなきかを疑ふものなり由來強制作業の主義精神よりして之を論せんか督勵的施設七分なれば獎勵的施設は三分とせざるべからず此の均衡を失する時は本末顛倒主從逆置の譏りあるを免かるべからず余が狹き見聞に於て現今作業獎勵方法として各監獄に施行しつゝあるものを列舉せば概ね左の如し

(一) 科程一人何歩以上を了せし者には或る程度に於て茶を給し又は紙製石盤の類を貸與することを論せんか督勵的施設七分なれば獎勵的施設は三分とせざるべからず此の均衡を失する時は本末顛倒主從逆置の譏りあるを免かるべからず余が狹き見聞に於て現今作業獎勵方法として各監獄に施行しつゝあるものを列舉せば概ね左の如し

(二) 同上の者に對し入浴番を先に廻はし或是一回入浴度數を増加すること

(三) 同上の者に對し工場に於て食席を上位にし又は科程不了者より先に箸を取らしむること

(四) 作業成績優良なる工場は教誨堂に於ける坐席を上位にすること

(五) 科程一人何歩以上の者に對しては或る彰票を

だ忌むべき事にして人を率ひて食慾の奴隸と爲さしむるの陋劣政策なりと斷言するを憚らす余は此の信條に依り從來任所を更ふる毎に如斯施設を廢止せし一人なりとす今日幸に食量の統一ありて増食廢止を餘儀なくせしむるに至りたるは神聖なる我監獄作業の爲め一大白を泛べ之を祝福せんと欲するものなり尙ほ科程優秀者に對し叙上の茶を給するが如き増食制度と擇ふ能はざるの弊事と云はざるべからず斯る施設は勇斷一番して遺孽を伐るの策に出つるの可なるを信ず

最後に一言すべきことあり他にあらず現今鳥取分監に於て施設する所の作業強制方策是れなり之は曾て中村典獄補が分監長たりし時鋭意施設せしものにして顧ふに全國監獄に於て未だ曾て聞かざる獨特の施設方法ならんと思惟す此の方法は晝間作業の科程未終了者に對し夜間作業を課して其不足を填補せしむるの方策にして假令は晝間作業に於て不足せし分は之を時間に換算して夜業に就かし

(八三)

むるものにして工場擔當看守より監房夜勤看守に通告する爲め居残就業者書留簿と稱する一種の通知簿を設け該簿には稱呼番號氏名は勿論晝間課程不足の時間又は夜業の補足時間を記入するものなり同分監に於ける夜間監房作業は下駄鼻緒芯なるが故に晝間他の業種にて一時間不足せば即ち鼻緒芯一時間の課程を了せざれば就寝するを得ず規定としては夜の十二時まで追詰める趣なるも余が實見せし帳簿には十一時半まで就業せしもの僅かに一人ありたるを記憶す茲を以て夜間監房には甲は安臥するも乙は孜々として就業するの異觀を呈するは寧ろ當然にして自ら勉めざるの罪なりとせり本制度は房内電燈設備なき監獄には應用し難き恨みあるも強制作業の精神を貫徹する施設としては最も痛快にして且つ眞個督勵的要領を得たる方策なりと賛辭を呈せざるを得ず若し之を彼の獎勵的施設にのみ汲々として督勵の本義を閑却せるものに比せば豈啻に霄壤の差のみならんや余は今日ま

監獄局長の演説を讀む(五)

典 獄

で數多の監獄を參觀せしか此の施設ほど快感を牽き我意を得たるものはあらず夜間就業時間の長さに失するが如き聊か異議の點なきにあらざるもの等は枝葉の論のみ大體に於ける強制作業なるものは斯くありてこそ自由刑の實質に副ひ監獄作業の眞意義を活躍發揮したるものと謂ふを得ん知らず當局上司は之を採用して全國監獄に普及せしむるの意なきか將た讀者各位は以て如何と爲す

外に何とも申し様はない、蓋しこの感は自分一人のものでなかつたことは確かである、而して之に向て如何なる答案があり得べきや、無論我々共に即答の出来よう筈がない、只だ何分かは局長閣下の眼に留まるものかなと、一縷の望みもないでもなかつたが、併しこの刹那の我々共の胸中こそは、眞に動搖を極めたものであつた。

然るに情けなや其の答は、實に不面目も此の上なき慚愧至極のものであつた。だが是は何人をして答へしむるも、之れ以外何とも申様はあるまい、何となれば全く事實之に相違ないからである、余は茲に筆するだに心苦しく思ふけれども、今一たび僚友諸君と共に再考する必要があると思ひ、敢て諸君の前に摘録することにした。

私の用意へ所ては、彼の人物に於ても、事務の執り方に於ても、取り立てで言ふ程の變化はない様である。殊に監獄事務の申幅たる行刑の仕方に於て、別段の變化を認めないのである。則ち教誡拘禁方法が署は元の通りである。四人に對する役人の態度も一向變りがない。教誡教育の遣り方も左して改つた所を

頗る問題には、現代の社會、犯罪の人々の動向、である。抑々行動の仕事の一つは、改舊の目的的から考てて、或の藤の目的的世人の心の機微に觸れ、其の急所に中らぬ以上は決して効驗を現すものではあります。

顧みれば實に其の通りである、而かも餘りに痛快に剥抉せられたるに對しては、之は自分共の責任問題とは申しながら、實に氣味克く感せざるを得ないが、然しこは全く餘所事でない、即ち御互銘々の立場其者が、皆其の通りである事に氣付いたならば、御互は如何にかして之が解決を付けねばなるまい、否嚴密に云へば之は我々共に取りては、實に死活問題とも申すべき緊急案件だと見てよからうと思ふ、然るに若し夫れ平然として他人事視して何等の責任も苦痛も感せずに、此の際を打ち過すならば、それこそ戸位素餐の誹は、甘んじて受けずはなるまい、斯くては我が有識の士到底一日も能く堪ゆる所であるまいと思ふ。

其の處で其の責任の衝に當るべき我々共は、先づ

何と健羨の至りではあるまいが、一體西洋人は何事でも研究心の熾かなる事に至つては、既に公評のある所であるが、然るにも繁劇なる司獄官が多忙多勞の中にも尙ほ之の心を發揮して、熱心研究の精神を失はざる所以のものは、蓋し此の研究の事を大なる官職上の義務と觀念することの深きより、此に至るものかと思はざるを得ない、して見れば我等もこの外國の司獄官の例に鑑みて、唯だ消極的に我身の無事安穩のみに重きを擱て、唯だ事勿れ主義で以て、既定の法式文を充たし、而して僅かに其の答めなきを得るが、即ち唯一の職責の如く心得る了見を捨てねばなるまい、同時に創始的研究の心を起し、刻苦勤勉の學究時代に歸らねばならぬ。

犯罪と社會觀

革

聲

然るに我が監獄に於ては、世態人情を一變したく拘はらず、依然として元の行刑方法を採り、時勢の變遷に應する工夫を講らざれば、さうのは何故でありまじう乎。其の原因は色々考へられませう。我が監獄界に於ては何事に依らず、舊慣を風靡して、研究せんとする念に乏しいのか、確かに一つの原因であらうと思はれます。

この局長閣下の御見解は、確かに其の鐵案たることを、何人も否むことは出來まい、他人は別としても、先づ自身の既往の經歷に徴するに、由來監獄には世間後れのする傾向があつて、時勢後れと云ふことは殆んど監獄の特有物なるかの様に思はれる、と云ふのは素と監獄は專制王國然たる別天地として恰かも手足を縛せる土偶に等しき人間を相手と爲し、思ふ儘に權威を振ふ事の出来る所であり、從て氣分も態度も自然尊大驕傲に陥らないと申す譯に行き兼ねまじき場所である、自我獨尊と云ふ事は賢明なる土君子の取らざる處ではある

けれども、場所柄永く監獄に職を執る者は餘程氣を付けぬと、境遇上何時しか遂にこの耻つべき弊に陥らざるを得ない、一たびこの弊に陥る時は、所謂鳥なき里の蝙蝠の如く、見苦しくも直ちに顔を大きくし鼻を高くし、反り身になつてオツに氣取る様になり、其の實、頭も腹も空の空で、而して偶々残存するものは、只だ暗愚なる一知半解の舊思想と、極めて標準の底き固陋なる道念が、雜然として其の頭に詰め込まれ居ると云ふ有様に過ぎぬと云ふことになる。

人世の行路は羊腸崎嶇たり。古人曾て獨道難を歌ふ誠に其の謂なしとせず。而して行路難は所謂人をして順境に安居せしめずして。往々逆境にのみ苦翻せしむる所の吾人に對する造化の一大試金石と謂ふべく。換言すれば品性修養の自然的學庭と稱すべし。故に敗者劣者は勿論泣く者悲しむ者渴する者飢へたる者。雜然として此の活舞臺の中に飛舞跳躍せざるなし。而して登場せる諸優は巧拙互に技を競ひ。長短交も術を爭ひ。之が眞彩を爛發して能く喝采聲裏に優勝の圍圓を博し得る者は東西古今其の數に乏し。難い哉世に處するの道や。然れども其の難易險安の岐るゝ所は多くは各人の招致する所にして。曾て彼れより我れを遣襲するものに非ざることを遺却すべからず。

正義は快しと雖も人率ね之を行ふを欲せず。彼の細徑邪路の狭きには衆争て之れに奔るの結果。往々にして千尋の窮谷に陥るを見る。又不正非理の境は之を避くるの道あるを知るも。或る者は好んで不義悖徳の奴隸となり械鎗繩縛の身に及ぶを顧みざるが如き傾向あるは。豈慨して嘆せざるべけんや。

夫れ吉凶禍福は常に表裏し起伏すること。恰かも波瀾の如く回環の如く亦寒翁の馬に似たり。故に善因あれば善果を得、惡因には惡果あり。人は能く其の向ふ所を擇んで苟くも其の軌を逸すべからず。吾人は之を聞く半生の苦行は克く半生の樂地を得べしと。然らば天は人をして終生苦境にのみ泣かしむるものに非ざると同時に。亦樂地にのみ優游せしむるものにも非ざるなり。故に一旦刑餘の人と爲れるも能く豁然として融會し。至誠を以て經だし正義を以て辯どし。以て社會組織に投梭を懲まることなくんば。羅綾の美は織成し能はず

とするも。豈數段の綿布を製出し難からんや。是れを之れ思はずして。忽ち自暴自棄に流れ天物を暴殄するに至ては。三たび嘆息せざるを得ざるなり。人の罪惡に陥る徑路は。多岐多様にして元より一律を以て之を推す能はずと雖も。其の多くは貧困等に基因する常習犯者ならざれば。一時の慾念に驅らるゝ偶發犯者なるべし。故に是等の徒を單に獄に繫ぐの手段のみに止めずして。進んで其の出獄後の保護に盡瘁するが如きは。刑事政策の上に於ける至大の進歩と謂はざるを得ず。然らば則ち苟くも誠心實情を以て世に立ち人に接し。以て艱難に耐へ勞作に從ふの奮勵心あらば。社會の同情は決して刑餘の人を厭惡せざるなり。否な大に救濟して寸益たりとも國家に致さしめんと焦慮しつゝあるなり。

人は生を以て始まり死を以て終るも一生の波瀾曲折は容易に之れを凌破し得る所に非ず况んや罪辟に觸れ戒鎖に繫がれて其の極一の醒覺をも得る能い。惟ふに人の此の世に生るゝや固より偶然に非ざるなり。即ち其の天分と教養と相須て大は國家社會の實を失ふことなく。茲に人生始めあり亦終りあるの本分を全ふするを得るに至るべし。

吾人は犯罪なる一現象より及ぼす所の社會的各種の對象を觀察するときは。或は驚き或は悲み其の極茫然自失するものあり。然れども世道の險艱も誠意を以て進むときは。坦然として其の難きを見抜く亦光輝を發すべし。何爲れぞ絶望するに足らんや。

はざるものをや。其の如此は人生に於て僅かに其の始めるのみ何ぞ亦終りあるものと謂ふを得ん。嗚呼父母は苦んで汝を生み亦勞して汝を育す。是れ實に汝の始めは幸福にして祥瑞多き者たりし。然らば則ち之れに報ゆるに亦燐爛英發の光華を以て。其の美を済し其終りを飾らすして可ならんや。抑一朝の蹶躄は將來の自省に依て恢復すべく亦光輝を發すべし。何爲れぞ絶望するに足らんや。

吾人は犯罪なる一現象より及ぼす所の社會的各種の對象を觀察するときは。或は驚き或は悲み其の極茫然自失するものあり。然れども世道の險艱も誠意を以て進むときは。坦然として其の難きを見抜す。人心の刻薄も實情を以て向ふときは温乎として春の如きを覺へん。於此乎行路は寔に平夷にして人の企望は隨處に之れを遂行せらるべきなり。故に事を爲すは一に至誠に在り。而して其の至誠の實を得るは品性の修養を急とす。假令ひ幾多の

とするも。豈數段の綿布を製出し難からんや。是れを之れ思はずして。忽ち自暴自棄に流れ天物を暴殄するに至ては。三たび嘆息せざるを得ざるなり。人の罪惡に陥る徑路は。多岐多様にして元より一律を以て之を推す能はずと雖も。其の多くは貧困等に基因する常習犯者ならざれば。一時の慾念に驅らるゝ偶發犯者なるべし。故に是等の徒を單に獄に繫ぐの手段のみに止めずして。進んで其の出獄後の保護に盡瘁するが如きは。刑事政策の上に於ける至大の進歩と謂はざるを得ず。然らば則ち苟くも誠心實情を以て世に立ち人に接し。以て艱難に耐へ勞作に從ふの奮勵心あらば。社會の同情は決して刑餘の人を厭惡せざるなり。否な大に救濟して寸益たりとも國家に致さしめんと焦慮しつゝあるなり。

人は生を以て始まり死を以て終るも一生の波瀾曲折は容易に之れを凌破し得る所に非ず况んや罪辟に觸れ戒鎖に繫がれて其の極一の醒覺をも得る能い。惟ふに人の此の世に生るゝや固より偶然に非ざるなり。即ち其の天分と教養と相須て大は國家社會の實を失ふことなく。茲に人生始めあり亦終りあるの本分を全ふするを得るに至るべし。

吾人は犯罪なる一現象より及ぼす所の社會的各種の對象を觀察するときは。或は驚き或は悲み其の極茫然自失するものあり。然れども世道の險艱も誠意を以て進むときは。坦然として其の難きを見抜す。人心の刻薄も實情を以て向ふときは温乎として春の如きを覺へん。於此乎行路は寔に平夷にして人の企望は隨處に之れを遂行せらるべきなり。故に事を爲すは一に至誠に在り。而して其の至誠の實を得るは品性の修養を急とす。假令ひ幾多の

居指ニ一甲跡ニ故錢上有三指文、と見ゆ。是はその  
初めまいらせし蠍形へ爪の跡を押つけられし  
をいへば、指印とも云ふべきか〔類聚名物考〕  
〔楊升庵外集三十四、周禮〕司市云、以三質劑  
結レ信而上、訟、鄭康成云、長曰質、短曰劑、

若古今下手書、賈公彥云、漢時下手書、若三今書ニ  
指券、黃山谷云、豈細民棄妻手摹者乎、不然  
則今婢券不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>書者、畫指節、今江南曰<sub>ニ</sub>宅  
契、亦用三手摹<sub>ニ</sub>也、  
○指頭印を證<sub>ス</sub>ること支那にも其例あり  
(撲海一得)林冲が休書をかくに、印をしたる  
上に又摸印<sub>ニ</sub>云事あり、岡島が譯水滸傳にも  
解せず、水滸傳の解にもなし、近口藏晋叔が  
元曲選を閲す、逍遙兒<sub>ニ</sub>云ふ女が、男をたぶ  
らかして、休書(離縁狀)を取たるに、男覺り  
て奪ひ返さんとて曰く、夫休書は上手<sub>ニ</sub>摸印五  
箇指頭、那裏四個指頭的、是休書<sub>ニ</sub>、是をみれ  
ば、休書には五指頭を印して證<sub>ス</sub>することとし

徳川時代

五

たり、今の爪判の如く也、一丁字をしらぬ者  
も、休書はかゝで叶はぬに指頭印を後證  
とするにや（百家説林三・佳林）  
漫錄古事類苑

(撲海一得)林冲が休書をかくに、印をしたる  
上に又摸印と云事あり、岡島が譯水滸傳にも  
解せず、水滸傳の解にもなし、近口藏晋叔が  
元曲選を閲す、遺勝兒と云ふ女が、男をたぶ  
らかして、休書(離縁狀)を取たるに、男覺り  
て奪ひ返さんとて曰く、夫休書は上手<sub>二</sub>摸印五  
箇指頭、那裏四個指頭的、是休書と、是をみれ  
ば、休書には五指頭を印して證とする事とし

居指ニ一甲跡ニ故錢上有三指文、と見ゆ。是はその  
初めまいらせし蠍形へ爪の跡を押つけられし  
をいへば、指印とも云ふべきか〔類聚名物考〕  
〔楊升庵外集三十四、周禮〕司市云、以三質劑  
結レ信而上、訟、鄭康成云、長曰質、短曰劑、

若古今下手書、賈公彥云、漢時下手書、若三今書ニ  
指券、黃山谷云、豈細民棄妻手摹者乎、不然  
則今婢券不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>書者、畫指節、今江南曰<sub>ニ</sub>宅  
契、亦用三手摹<sub>ニ</sub>也、  
○指頭印を證<sub>ス</sub>ること支那にも其例あり  
(撲海一得)林冲が休書をかくに、印をしたる  
上に又摸印<sub>ニ</sub>云事あり、岡島が譯水滸傳にも  
解せず、水滸傳の解にもなし、近口藏晋叔が  
元曲選を閲す、逍遙兒<sub>ニ</sub>云ふ女が、男をたぶ  
らかして、休書(離縁狀)を取たるに、男覺り  
て奪ひ返さんとて曰く、夫休書は上手<sub>ニ</sub>摸印五  
箇指頭、那裏四個指頭的、是休書<sub>ニ</sub>、是をみれ  
ば、休書には五指頭を印して證<sub>ス</sub>することとし

快味は自から之れが奮闘の中に躍々たるものあらん如此にして人格と品性の崇嚴は發充して止まざるなり。勉めざるべけんや。勉めて息ますんば時代精神に伴ふて完美の域に進むや疑ふべからず。畢竟犯罪は社會の疾患なり。其の疾患を釀すや社會夫れ自らの不用意に歸するものとせば、之れが救濟の手段も。又自ら起て之れが講究の責に任じ。静止と振動の差別を問はず矯風渝俗の政策を確立するに躊躇するなからんことを望む。



指紋法の沿革に就て（承第一千八百四十四號）

卷第十八

司法省指紋部  
根本生

我國の印章制度は支那の制度に基きましたものであります。支那でも古くから指節及び爪を實體的證據物として使ておりました、詳い説明は省略します。左に諸賢の御参考迄に關係書のみを掲げて置きます。

○印章制度、周禮璽節、鄭氏注云、璽節者、今之印章也、按、許慎說文云、印執攻所持信也、衛宏曰、秦以前、民皆以金玉爲印、龍虎鈕惟其所好、然則秦以來、天子獨以印稱、璽、獨文以玉、群臣莫敢用也、七雄之時、臣

ましたので、各自を識別する印形は最も大切なものであります。左の文書は徳川家百箇條であります。其内の二三條を見ましても當時の法律が證據を重じ印を以て各人を識別することに如何に留意して居るか知れます。

〔備考〕  
御定書百箇條（日本古代法荻野博士著）  
三條 御料一地頭地頭達出入並跡式出入取捌之事

（寛保三年追加）  
加判人有レ之體成讓狀並加判人無レ之候ごも

當人自筆にて印形無ニ相違一書面怪敷儀も  
無ニ之に於ては讓狀之通跡式可申付尤格別  
筋達に候はレ吟味之上、筋目之ものへ可ニ申  
付一事

三十三條 借金銀取捌之事

（寛保元年極）  
（延享元年極）

（寛保元年極）

（寛保元年極）

な盟約の場合とか最も確實の證據とする場合に使用しております、此の實體的證據を重大な用件に用ゐるのは古にも其例がありまして伊都内親王の御願文（寧樂朝の）後白川天皇の御起請文（史徵墨寶）などには御掌を朱に混じて所々に押してあります。

〔備考〕

○朱手形アカキテガタ朱の手形は後世の朱印なり、手形は券にてもとはソノ手の形を墨朱にて押たる故にこの名あり、手實といへるも手形は正實の證文なれば云ふなるべし、此事古へは定かに見えず、吉野拾遺物語に弘仁帝王の朱御手形の事見へたり（吉野拾遺物語四）高野山御幸之事、その後法印當山の靈物なりとて一の卷物を天皇にソナヘラレシハ高祖大師の弘仁帝へさゝげられし高野一山の書圖を作らせ給へる物に天皇御震翰を染させ御寄附の文を添へさせられ朱の御手形押させ御寄附

〔備考〕

「大君言行錄」大猷院様（源光）御他界の砌賴宣君は熊野牛王の裏に起請文を御書御血判を被成黒ウルシノ管に納日光御寶殿に竊に被レ納公方様に奉對未來に至まで不忠不義の御心有聞敷この御文言也、「御當家合條」公事裁許役人起請文前書一奉對ニ御御所様（源光）其子秀忠徳後閣儀毛頭不可レ存事、○中

但證文體に有レ之候共仲間事に相決候に付ては一向取上間敷事

二諸借金

一百姓を相手取候、借金銀出入、地頭借に相聞候茲地頭印、並役人奥印於レ無レ之者、地頭借に不相立候事

九十九條 一年貢諸役村入用帳面印形不取置

村役人答之事

年貢諸役村入用帳面等

一惣百姓元不レ爲レ見並印形をも不取置おいては

名主役儀取上過料 組頭過料

但名主組頭私欲有之においては名主

家財取上所拂組頭役儀取上過料

尙ほ徳川時代には印章の外に血判と云ふものがあります、此の血判は印章の形式的なに反し實體的の證據力を有するものでありますから最も大切

土井大炊頭  
安藤對馬守  
水野監物  
井上主計頭  
米津勘兵衛  
島田國四郎  
各血判

○兼胤公記(寛延三年六月二十五日)  
左手無名指爪の上方以レ針差ニ切皮、名字の下に加ニ血判とあり

茲に血判の方法及び血判は如何なるものなるかに就て未だ御承知のない方もあらうと思ひますので、聊か御参考として左の文書を掲げて置きます。

〔備考〕

○「甲子夜話」城嶽君(諱誠信) 松浦に謂ひ給ひしは我は御代替の誓詞を兩度まで老職の邸にて爲たり、其時坐席に小刀を用意してあるか其の小刀にて指を刺せば出血こゝろよからず、血判あざやかならず、因て大なる針を能く懷中して是にて其事を遂げたり。

各手辦ありて其書體他人似せることなるべからず、されば花押は物の證とするに至ては印よりも勝れる者也、されば押字、は其體の筆勢墨色等に覺をして書べき也、今世の如く上下に一書を置きたる判を濃き墨以て光るほどに塗りつくろひたる者は贋物出來ましき者にもあらず或人花押する度ごとに花押の中に細き針にて穴を突あけて置きしが後に贋書に我花押ありて罪科免れ難し時かの針穴の無りしを以て贋書なるを云ひ聞き罪を免れしと云ふことあり、針穴をこそあけまじなれ、花押の點畫の中に他人の心つかざる故に二三箇所も驗をして書覺おくべきこと也、上古はかかることもなけれども末の世に至り姦曲多き時代には印も花押も贋物あるなれば兼て人知れず用意すべきこと也、(安齊叢書)

徳川時代に於きましたは既に實體的識別法に苦心して居るのでありました、若し今日の指紋法があ

りましたら貞丈氏の様な心配は無用に屬するのであります。我國の今日の指紋法は刑事上のみに採用されて居りますが、米國などでは銀行の通帳にサインと共に採用され莫大な效果を收めて居るのであります。我國に於きましても大切な取引證書とか公正證書などに採用しますと宜しいと思ひます又之れを登記簿と共に採用しましたならば現在の登記簿に一層まさる確實なものが出来ると思ひます、米國などでサインと共に使用いたします指の印象は左手の環指又は中指又は示指を用ひて居ります、此等の指を特に用ひますのは、五指中で尤も損傷することの寡ないためてあります、それからまた、左手を特に用ひますのは、左手は右手よりも使用する場合がすくない隨て損傷することも稀れな爲めであります、又爾來の登記簿、身分帳などには此の指紋原紙を添附することになります

事も戰國の世の習はしに出たるべし上古はその事見及ばず、男女の交の間にも起説あれば小指の血を絞るは如何なる人の其等の事を定めしにや

の方法を計るのが目下の急務であります、要するに指紋法の沿革は形式的識別法が實體的識別法に進歩發達する云ふ歴史であります、歐米に於きましては指紋は初めは單に一種の儀式に用ひたものであつたと云ひますが、我邦に於きましては古來から實體的證據物即ち個人を識別する方法として使用され遂に今日に發達して來たと云ふ事を御承知になり而して將來益之が改善を加へ諸般の事項に應用されんことを希望するのであります結論としては甚だ不完全でありますが以上の次第を述べて此の稿を終ります。

### 人種改善思想 (Eugenics)

#### 三 角 生

(シヤーリル)・ツワ・カルモ教授の第二次教育原理第一卷 "Principles of Secondary Education" Vol. I. より譯出せるものなり

定説なし

凡そ薰陶の職を司る者に取りては遺傳法則の研究興味のあるものはなからべし、青年子弟を教育するに當りその効果を收め得るか否とは一に此法則に左右されるれば也、虎の斑文を拭ひ去らんとする努力は決して一笑に附すべきものには非ざらんも如何に拭へばとて斑文は斑文として依然たる、精神上不具と生れたる者の運命は如何なる程度まで柔げ得るか又如何なる程度まで避け得るや、教育の効果の及ぶ範囲如何、不具者の子孫をして社會的制裁あるにも拘らず樂しく生を送るを得せしむるには如何なる方法を講ずべきや、又謬見を去り眞理の普及を計るには如何に努力すべきや、又如何なる程度まで人類は動物界の遺傳法則に自己を適應せしめ得るや或は之に左右さるゝや、又一方に於ては如何なる程度まで此遺傳法則を避け得るや、換言すれば人類は如何に動物界の遺傳法則を程減し (Modify) 得るか、又動物遺傳法則の或るものに至りては人類社會に於ても到底抜

くべからざる勢力を有するや、否や以上の諸問題は教育者の切に知らんとするところ也。

人類學者間に於ける最初の大問題は人の「獲得せる性格」(Acquired Characters) は之をその子孫に傳へ得るや否やといふこと也、即ち父たり母たる者が例へば勞働、競技、體操等によりて得たる逞ましき筋力をその子に傳へ得るや、否や又戸外生活によりて得たる免疫性、又活潑なる智的生活によりて發達せる精神作用の敏活等をその子に傳へ得るや否やといふこと也、ラマルク派は人の獲得せる性格は少くとも一部は遺傳せしめ得ると主張せり、之に反してワイズマン派は一般に斯かる性格の遺傳を否定せり、而して此の否定の論據は細胞の現るるに先だち又その發達に先だちて存する「遺傳質」(Germ plasm) によるといふ點にあり、ラマルク派の説によれば人は絶えず自己の努力によりて自己を變化しつゝあるものにして此變化の一部は少くともその子孫に遺傳せしめ得るもの

也、故に父の代より子の代の方が一層周囲の境遇に適應せることとなるべし、ラマルク派の説を主張する人々は今日に於ては昔程多數には非ざれども學界に於ては勢力あり、例へば中央アフリカの如きある一定の境地に於てなされたる幾代かの發達は特徴ある一定の人種的典型を作らぬとは思考し得ずと彼等は主張せり、彼等は曰く遺傳の場合に於ては人體は一にして遺傳質と細胞との二に分たるべきものにあらず、又遺傳作用の凡てが遺傳質にのみ歸せられ細胞には何等關係なしといふことなし、ワイズマン派は説明に窮する時は遺傳質(室)の中に身を隠す、遺傳質(室)は秘密にして何人もその中に入ること能はず、斯かる批難に対してワイズマン派は答へて曰く「遺傳細胞 (Germ Cell)」は出生に遙か先だちて體内に於て分離するものにしてその根本的性質が境遇によるが如き體質上の變化のため變更さるゝことは如何にしても考

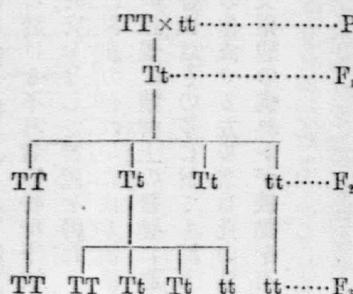
九百年にして彼の死後十八年のことなり、

界の他の物體の如く内的變化性を有し之により發達を遂ぐるものなり、彼等は顯微鏡的研究により殆ど完全なる機械説を立てり、故に此派の人々は遺傳細胞を以てライピニツツのモナドの如く體質上の變化を受くる戸も窓も無きものと見做せり。

然れども遺傳の行はるゝ方法につきてはワイスマン派は一定せず、その中に最も勢力あるメンデルの法則につきて述べん。

#### メンデルの法則

メンデル(Mendel)はアルン(Brünn)の僧にして農家に生れしが或る時遺傳作用研究に興味を生じ自己の草庵の庭に於て爲せし彼の實驗が計らすも今日の生理上の正確なる遺傳作用の基礎となり人類學者は益ます研究の範圍を擴張しつゝあり、斯の如くならんとはメンデル自身も夢想せざりし所なり、氏は西暦一千八百二十二年に生れ一千八百六十五年に其研究の結果を發表せり、されど人類學者が氏の發見の偉大なる價値を認むるに至りしは千



九百年にして彼の死後十八年のことなり、  
メンデルは豌豆の増殖を行ふ際に高さ又色の如き一種の特徴は遺傳細胞中に存する「素因」(Determining Factors)に因るといふことを發見せり、故に高き豌豆の木に於ては高いといふ素因顯著にして之を表すにTなる符號を以てす、低き豌豆の木に於ては高いといふ素因缺乏せるにより之を中性と稱しその符號をもとす、即て高いといふことはTの素因による故にTなる素因を有する雌雄の遺傳細胞の結合によりて生じたる高き植物はTTなり、之に反してTなる素因を缺ける低き植物の結合より生じたる短小の植物はttなり、而して此長短兩種の植物即ちTTとttとを雜殖せしめたる結果はTtなり、而して之を「子の代」(F<sub>1</sub>)と稱す、又此Ttを二つ結合せしめて得たる「孫の代」(F<sub>2</sub>)は此法則に従ふ時は左の如し、

TTTT;TTtt;tttt

以上の經過を圖表にすれば左の如し

斯かる性質及數の正確は生物の反對性につきては明らかに證明せられたり

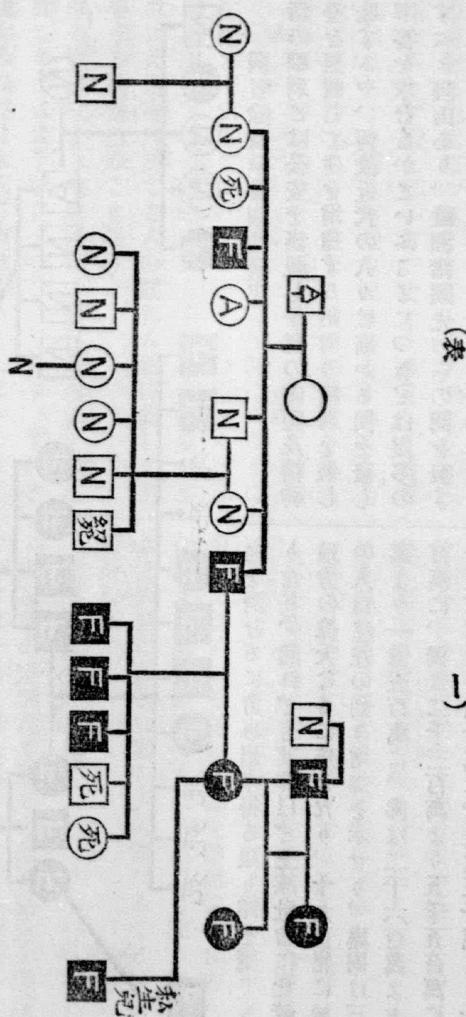
以上の如く遺傳法則は極めて簡明なるが故に己の子に對し望ましき性格を附與し望ましからぬ性格を除去する處法を書くことは容易の業の如くと思はれん、然れどもデブンポート氏は此遺傳法則を人種改善に適用するに方り吾人の縫着する二個の內的困難を指摘せり、その一は吾人は未だ人

一、低脳者、犯罪者、其他忌むべき階級の除滅、

二、精神上並に肉體上優等なるものの増殖、  
三、人種改善の學理を普及する事、

### 精神上不具者

精神作用に関する遺傳の第一則は精神上不具なる兩親は同じく不具の子を生むのみにて健全なる子を生むこと能はずといふこと也、此の法則はゴダード博士 (Goddard) により幾多の實證を得しものにて博士はニュー・ジャーラシーのバインランドに於ける不具者の特種學校に於て低脳者の家系の研究をなして實證を得たり、頭脳薄弱といふことは兩親の何れかに或る缺陷あるに歸因す、又兩親が正規の精神上の發達に必要な素因を缺ける場合にはその子に於ても同じくその素因を缺く博士の作成せる左の表は此の法則を明白に證明せり、又兩親の何れかが缺點を有する時はその缺點



左に掲ぐるは第二表にして頭脳薄弱の女が無病健全なる男と結婚し四人の健全なる子と一人のアルコホル性の子とを得しが後にアルコホル性の男

と通じて四名の薄弱なる子を生みたり、之により健全なる夫の影響を知る。

は子の代又は孫の代に必らず現はるゝといふこと

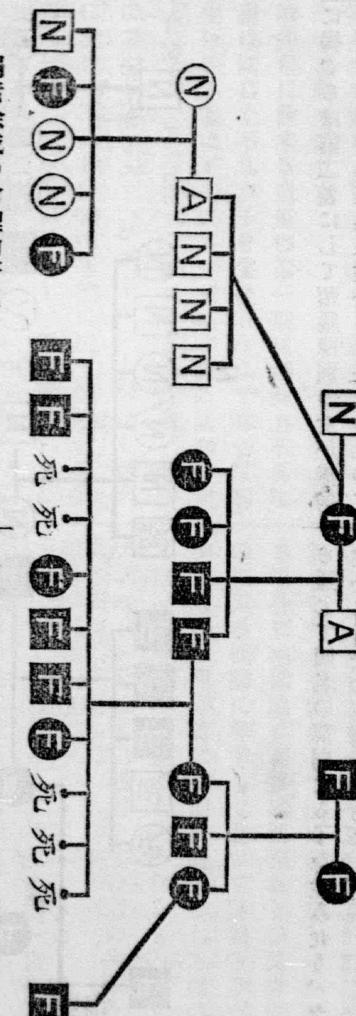
殆ど疑ふ餘地なきことを自ら明らかになるべし、圖中四角は男性にして圓は女性なり、犯罪性も或の原因は低脳に非ずして返つて反対のこともあり何となれば犯罪者は智的に優秀にして此の點に於ては高き地位の兩親より生れたるものあり、デーブンポート氏は又犯罪者を生む者の家系を研究し其結果を數多發表せり、

左に掲ぐるはゴダード博士の第一表にして不具の兩親より生れたる者は同じく不具なることを證せり、圖中Aはアルコール中毒者、Cは犯罪性の者、Fは低脳者、Tは結核性の者なり、(○は女、□は男)、Nは無病

萬に各増加せり、且又今日の衛生思想は極めて劣等なる者をも生殖期に達する迄も助けて成長せしむる傾向あり、而して一方に於ては顧慮心と生活費の騰貴により吾人が最も健全なる子孫及完全なる教育を期待すべき貴重なる階級が結婚を遷延し子孫増殖を抑制しつゝあるを見る、且つ人種改善上の進化といふ語が直ちに下等生活に代ゆるに高等生活を以てするといふことを含む以上は高等の遺傳細胞は下等の細胞に劣らず存在の價値を有す、故に此意味に於ても人の親たる者に對して選擇を要するは當然のことなり、

科學の進歩により地球は嘗て幾百の人を支へし處に於て今日は幾千を支へ得るに至れり、されど適者生存の問題は永久に消滅することなるべし吾人が假りに動物界の法則に左右さるゝものとすれば斯かる問題は生ぜざりしならん、動物界に於ては不適者は直ちに死滅し適者のみ生存すべければなり、然れども吾人は事實適者と不適者とを共

生活の權利とは公安を無視し子孫の肉體及精神の健全を無視して生を増殖する絶対の權利を果して意味するや、何故近代の人々は斯かる問を發しが解答を求むるかといふことにつきては幾多の首肯すべき理由あり、歐洲諸國先づその問を發すべし、米國は已に四百年來着々として勞働社會の



血を清むるに力め出来る限り滓を棄てゝ進み來りたり、然れども其滓ほど上流社會に比較して繁殖力の偉大なるに驚きたり、十九世紀に於て歐洲の人口は左の如き增加を示せり、露國は三千八百萬より一億五百萬に、佛は二千六百萬より三千八百萬に、獨は二千三百萬より五千五百萬に、英は一千五百萬より四千萬に、米は五千萬より七千五百

に等しく保護し養育する義務あるが如く感するが故に今日一方に於て人種改善を勵行しつゝ同時に慈善問題の存するを見る、サリーピイ(Saleebey)氏は此の問題の解決として左の定義を下したり、「吾人は此世に生れ來りたる凡ての兒童を養育するに力めざるべからず、生來健全なる者に對してはその健康を増大するに力め、及ぶ限り不適者に對してはその不適なる點を消滅するに力めざるべからず、然と雖も吾人は不適者に深く同情を寄すると同時に彼等に對し人の親たることは禁せざるべきからず」

サリイビイ氏は又曰く

「其種類の差別なく總ての幼兒兒童を保護し養育するに力むると同時に人種の退化を防ぎ尙進んで進歩の眞意なる人種的進歩を遂げんとするならば吾人は將來の人の親となる者は親たるに耻ぢぬ者のみに限らざるべからずと宣言すればとて決して

なり、」

是によつて見れば吾人は貧民、白痴、懦弱者、低脳者、癱瘓病者、先天的犯罪者及破壊的傳染病に罹れる者に親たることを禁せざるべからず、斯かる不具者に子を生むことを禁する倫理上の理由は左の二點にあり、

一、子孫に及ぼす不治の禍と劣等性とを豫防するため

二、社會をして無益の墮落に陥らしめず又不必要の荷を負はしめざる様に保護する事、

吾人は此世の人を出來得る限り保護する義務を有す、然れども又子を生まば其子は必らず身體の虛弱、頭脳の薄弱を伴ふが如き者に對し親たる資格を與ふることを禁ずるは此世に生ける人々の義務なり、例へ僅か一代だけにても精神上懦弱、身體上病的の子を生むに疑なき者に親たることを禁せば一國に齋らす幸福は如何ばかりなるかといふことに關してジ・ルダン氏は立派なる例證を擧げて

彼又曰く

「其後千九百十年余は此問題の研究を進むる爲め再アオスタの地を訪ひしが余の喫驚せしとには暫らくの間余は一名の屈列陳病者にも出會せざ

りき、否な屈列陳病なる語を知る者にすら出會せざりき、殆ど二十年前に此地に老者に對する貧民院の設立されしことを知りたり、而してこの地方に於ける凡ての屈列陳病者及甲狀腺腫患者は此處に收容され男子は女子と隔離され此處に收容されしものは結婚を禁せられたり、而して今日唯一の屈列陳病者としては身長四尺の老女あるのみ、この女は多少の智力を有する故に小犬の如く非常に愛らし、されど精神的能力は全々缺乏せり、其他三名の半屈列陳病者あり、共に屈列陳女の私生兒なり、屈列陳兒童に關する余の質問に對し主婦のスオア、ルシア (Suoia Lucia) 答へて曰く「子供はもう來ません」(H'ny en aplusey.)

二十年間の不具者の隔離が幾百年來禍をなせし嫌悪すべき白痴の徒を消滅し得るにせば此種の事に關し吾人は將來如何に偉大なる効果を收め得るかを思へば意を強うするに足る、吾人はこの米國に

於て低脳者を收容する所四十二、聾者及盲者を收容する學校又は家塾百十五、狂人を收容する施療院三百五十、其他貧民院が千二百、監獄が千三百病院千五百、養育院二千五百を吾人は此米國に於て有せり、而して是等の收容所には三十萬の狂人及低脳者、十六萬の盲者及聾者、其他年々施療院及收容所の世話になる者無慮二百萬、囚人八萬、但し監獄に投せらるべきものにして免れ居る幾千の罪人を除く、其他養育院に收容され又その補助を受くる窮民十萬あり、

監獄に在る者の凡て、精神病院に收容さる者  
の凡て、聾者聾者の收容所に在る者の凡てはアオ  
スタに於けるが如き人種改善上の制限を受く可き  
者に非すと雖も彼等の多くは特に白痴、癱瘓、低脳  
者の凡て及窮民 (Pauper) は確かに子を生むことを  
禁止さるべきものなり、人生の生殖期に達せる窮  
民は事實上責任ある親となり得ざる精神上及肉體  
上の缺點を有することは疑なし、

## メンデル法の適用

最後にメンデルの法則の應用につき一言せん、遺傳の知識の進歩と共に生物を支配する吾人の力の増大せることを知る、而して吾人が動植物の組織を知ること深ければ深き程「適應」及「改善」(Adaptation and Improvement)といふことに對し吾人の爲し得る事を爲し得ざる事を知るに至るべし、ビフン(Biffen)氏の穀類に関する實驗は小麥大麥の改良に對し吾人の爲すべき方法を示せり、而して斯かる知識の普及するに從ひ動植物の繁殖に大なる改良を見るに至るべし、

然りと雖もメンデルの法則が吾人に對し最も大なる益を齎らすは大切には大切な決して斯かる經濟的方面に非ず、之に反してその効果は吾人をして自己を理解し同胞を理解するに一新方面を開くに在り、今日の處吾人は殆ど甲の人と乙の人の差異を生ずる「單位質」(Unit Character)なるものを知らず、ただ特種の疾病のみがメンデル

法に準することを知るのみなり、此研究を困難にし或は遲滯せしむるは問題の複雑に歸因せんも既に今日吾人の知れる所より推しても近き將來に於て此研究の大發展をなすべき希望は赫けり、若しこの希望にして實現されんか人間の性質、身體、智力、免疫、進んでは徳、罪惡等が凡て一定の法則に従ふ所の單位質(吾人の知り得る)の存否によるとすれば又人間が此の新らしき知識によりその生を指揮することに決心すれば社會組織に一大變化を來すは明白なり。

## 「檢事の日記」に就て 檢事南海

生に與ふ(承第48号)

小田原分監 黒田源太郎

右は大正二、三兩年中收容したる者の成績にして其實數少しと雖も参考の爲め掲上せり

幼年犯罪者には必ずしも長刑期を科する必要なしと速断せられし結果なりしや否やを知らざるもの正三年十二月十八日次の如き判決を見たる實例あり彼は幼年にも拘らず偽名にて短期の刑を受け出獄後保護者の許より直ちに逃走したるものなり

大分縣宇佐郡長洲町字長谷二百八十六番地

長岡 某

(ハ) 然るに本人入監後身上調査の結果實は福岡縣生まれ貝島某(明治三十年七月生)にして前記長岡某の船員手帖を途上に於て拾得し同人なりと詐稱して船舶に乘込み居りしのみならず判決も偽名に受けたる不逞漢なりし事を發覺せり

(ニ) 満期の際一時保護會に引取りしも狡猾怠惰にして辛抱出來す舊知己の許に寄食せんとを強て申出つるにより其意に任せ送り届けたり其翌日郷里より歸郷旅費到達に付其旨を傳へんと保護會員が訪問せし處既に逃走して行蹕不明なりき右は極端なる一例なりと雖も短期刑の弊害を知るに足るべき價値ありと信す

二

(ロ) (イ) 竊盜 初犯 懲役二月  
本人は意思連續して大正三年十一月六日午後一時頃横濱港内第二區第十四號浮標繫留中の日本郵船會社所有船愛國丸に於て同船乗組水夫某所有の銀側片硝子十七形懷中時計一個附屬洋銀鎖一本メダル一個並に同某所有ニツケル側片硝子二十形懷中時計一個附屬金鎖一本ハート形メダル一個を竊取し尙同年十二月十五日午前九時三十分頃横濱港岸壁第四號に碇泊中の東洋汽船會社所有汽船地洋丸に於て半洋幣外六點を竊取したものなり

當監の作業種目少き事は予輩も亦自覺せり又作業種目が記者の云ふ如く單純ならざることは前既に反駁せるのみならず本年四月よりは印刷工を開始する計劃を立て既に千四百餘圓を投して印刷器械の購入を爲し一面農作を盛んならしむる爲め耕耘

地一町餘步借入方を約する等着々増加しつゝあるに記者が「何せ其種類を多くしないのだろう」など、皮肉的に問はるゝ必要もなく疑はるゝ迄もなきことなり

元來監獄を視察して之が批評を爲さんとするに先づ其沿革を尋ね次て現在を觀終りに將來の施設に關する意見を聽き然る後發言するを要す當監の開廳は實に明治三十九年に屬し最初は幼年監中頃懲治場に變更し去る明治四十四年五月より再び特設少年監となりしものにして即ち懲治場の建築物製用は少年受刑者を拘禁するに不適當なるのみならず彼等は日々の新聞紙等に散見するが如く巧妙なる犯罪を爲し其動作極めて敏捷なるが故に些少する油斷あらんか直ちに逃走せんとする虞あり從て其取締も容易ならず故に先づ監房を改造して堅牢ならしむるを要す現に記者の視察せし當時は監房改修工事中なりしなり今や行政整理は二回に亘りて行はれ經費の節約を計らざるべからざるを以て

より理不盡の卓子論を聽かざるゝも奈何ともする能はざるなり  
記者は我國監獄の沿革を知らるゝや乞ふ予輩をして少しく語らしめよ刑法制定を以て近代の一新紀元を劃せば我國監獄は去る明治十五年に於て其制度を革新し所謂監獄らしくなりしなり爾來三十有餘年此間監獄官制の改正監獄法の制定等漸次完備の域に達せりと雖も尙遲々として進まざるものは作業の一事ならんと思考す長き過去を有する一般監獄に於て既に然り況んや相對比せば思半に過ぐるけてより茲に四星霜彼之相對比せば思半に過ぐる處あらんか

彼の工場法の如き明治四十四年中立派なものが發布せられしにも拘らず僅か數萬圓の費用なき爲め未だ實施の機運に到らざるにあらずや去れば監獄事業の如き尙更多額の費用を要するものは容易に運はざるを遺憾とする今回の典獄會議の如きも行政整理の善後策と更に経費節約の方法を諮詢せられ

農印刷廠  
業務司職  
司商物物  
司治官人

たる如き次第なり要するに物に順序あり事に緩急あり之れに經費の關係を參照せざるべからざるを以て今姑く假すに時日を以てせらるれば必ずや作業の種目をより以上増加して記者を満足せしむる時機到來するなるべし

次に記者は監獄の作業は出獄後實際役に立ち難いと云はるゝが監獄作業をして出獄後の生計を營まるゝものを課したしこの意見は誰も反対するものなく斯く爲したきものなり試みに彼等出獄後の希望業を聽取せしに百五十名の統計左表の如く未定者十三名を除き其業種五十五種に上れり

如何に國家的事業なりとも國費に限りあり假令  
本年計劃して豫算を申請するも議會の協賛を經て  
豫算の成立するは約二ヶ年を要し到底掌中に團子  
を圓めるが如き輕易のものにあらざるなり監房改  
修工事漸く竣工せる計りなるに大正四年度に於て  
獨居監一棟六十房及工場一棟（此費用一萬二千五  
百餘圓）を新築することになり居れり此監房及工  
場を新築するに付ても時節柄容易なる事にあらず  
特設少年監なればこそ着手せらるゝなり備て建築  
する事になるも貸長屋を捨へるのと同一の比にあ  
るす其敷地には後ろの小高き山を以て之に充當す  
るに依り地均しに莫大の人工を要す即ち其取去る  
土計りにても約二千三百四十坪あり此土を石油箱  
に入るれば無慮三十三萬六千九百六十個となる之  
を軌道用「トロッコ」に入るゝも四萬六千八百箱と  
なるなり斯る次第にて當業者の苦心經營は實に容  
易にあらず愈々此監房及工場の竣工するは大正四  
年度末にして其工場の出來せざる今日に於て記者

を掲ぐれば次表の如し

三月未滿一	六月未滿九	八月未滿一七
十月未滿四	一年未滿五	一年六月未滿三二
二年未滿三五	二年六月未滿一〇	三年未滿二
三年六月未滿一	四年未滿七	四年以上一二

即ち以上の希望者に對しては入監前より既に習熟

し若くは練習しつゝあるものと同一又は少くも類似の作業に就かしめ或は其間に於て多少の關係ある業務に其幾分を就かしむることを得るも實際に

於ては千百種ならざる各種の職業に對し之と同一

の作業を選擇賦課し得んこと到底不可能たるを免

れざるは言ふを俟たざるなり况んや一人前の技術

に熟練するには少くも社會にて三年を要するもの

は監獄にては四五年を要し社會にて一年を要する

ものは監獄にては一年六ヶ月位を要すべし何となれば一日の課程は教育に其一部を割かるのみならず彼等の中には低能者氣質異常者多きを以てなり

而して短刑期の者に就ては尙更出獄後の生計を營むに足るべき作業を授くることの困難なるは一層

痛切に感するなり試みに記者が巡視當日の刑期別

以上の事情と理由なるに拘らず記者は「今日の如き作業では長く入監させて置く丈けの必要を認めない」と斷定せらるゝは賛成する能はざるなり抑

少年犯の如き惡風感染の素質に富むこと尤も大なる彼等をして規律的生活に馴致して勤勉力行

の人とならしむるは所謂行刑の一大目的にして一

亦難い哉

即ち一年未滿の短期間に於て記者の所謂出獄後實際役に立ち得る作業を授け得るや否や其難きことを説明を要せざるべし曾て聽く某工業學校に於て高等小學校卒業生中より競争試験にて入學を許可し三ヶ月間實業教育を施して卒業せしむるも最初は所謂日給四十錢内外なりと少年犯に對し一年半歳の就業を以てして記者の要求に應ずること

も監獄にては一年六ヶ月位を要すべし何となれば一日の課程は教育に其一部を割かるのみならず彼等の中には低能者氣質異常者多きを以てなり

而して短刑期の者に就ては尙更出獄後の生計を營むに足るべき作業を授くることの困難なるは一層

痛切に感するなり試みに記者が巡視當日の刑期別

定の職業を授くるが如きは其從たるものなり故に記者の意見の如く到底二月や三月の獨居拘禁にて效果を奏し得べきものにあらず况んや出獄後役に立つべき作業を教へんとするには尙更長き期間を要すること勿論なりとす

### 三

「監獄は苦役の場所であると云ふ程勞働に從事せしむる必要があらうと思ふ然るに實際は社會の勞働より確かに樂である云々」

と記者は云へり夫れ教育感化が刑の目的の一たること固より言を俟たざる所にして作業は即ち此目的を全ふする必要手段の一に屬す故に少くも就業者をして勞働の價値を了解することに由て益々其業務に精屬刻苦するの必要を自覺せしめ且つ彼等を實際的に出獄後再犯の已むを得ざる窮境より脱するこことを得せしむれば即ち彼等に「勞して食む」「一日爲さざれば一日食せず」と云ふが如く如何なる作業にても忠實熱心勤勉にして作業を愛する精

### 神的教育を施すを肝要とす

然るに記者の如く監獄を以て苦役の場所と云ふは陳套に屬する舊思想ならずや刑罰は人に痛苦を與ふるものにして自由を失ひ其濫用を容さざるものなり實に刑罰は痛苦なれども敢て作業に苦使して虐待するの意にあらざるを記憶せられんことを望む昔時は即ち之を以て専ら人を凌辱痛苦せしむるの目的に害用せられたることあり彼の大坂監獄の罪石話等殘れるも今や作業を以て故らに痛苦を加ふるの具たらしめんと欲することの非なるは明かにして勞働の神聖なることを知らしむれば事足るなり近代監獄改良の率先者たる英國のジンハウアード氏曰く勤勉力行の人たらしめよされば彼等は正路の民たらん("Make them diligent, and they will be honest")と之れ二百年後の今日尙監獄行刑の骨子たらしむべき所の銘語にして此意義中何等勞働の痛苦を與ふるとなきに注意あらんとを望む又少年犯の中には幼時既に過度の勞働に從事し

たる爲に反て之が原因となりて甚しく労働を嫌忌し労働嫌忌は遊佚徒食となり其結果終に犯罪の轉歸を見るに至りたるもの少からざるが故に或は過度の労働を要求するは一考を要する價値ありとす記者の報告せる當監在監者の時間割を見るも起床就寝時間は敢て普通人に劣らず即ち季節に依り相異なるも起床の最も早きは午前四時三十分就寝は一ヶ年を通じて九時とし一日の就業時間は晝夜を通じて多きは八時三十分少きは六時三十分とし此他に教育と體操に三時間を費すを以て毫も安佚の批難を受くることなかるべしと思考す尙普通監獄に於ける晝業終了時間は取締上の必要に依り一般労働者に比し早きも當監にては戒護上の危険を冒して迄も出來得る丈け之を延長しつゝあるなり若し此以上記者の意見の如く就業時間を増加し強いて牛馬の如く酷使せんか記者の憂ふる食量不足副食物粗悪に失する批難と矛盾することなきか人能く土地を開拓し土地能く人を感化するこふ銘語は

幼年犯罪者に課すべき作業選擇上此主義を採用する可なりと信するを以て以上陳べしが如く大正四年度に於ては耕耘地の擴張に努め一町餘歩の新借入地の外五段餘歩の交換地を得らるべき筈なるを以て農作に多數の就業者を見るを得べく茲に於てか記者の憂ふる幾分は満足せらるゝに到るべし

## 四

「文字も文章も考へも立派な者が多いそれ位に出来て尙且犯罪をするのだから學問が足らないで

犯罪した様なものは殆んど少ないと思ふ」と斷定せり彼の感想錄の如きは出監前三日間を費し實在の事柄を有りの儘に自己の學力に應じて腦漿を絞り之を追憶し乍ら認むるを以て學力の程度に比し比較的に佳く書き綴るものあるは實際なれども之れが想像的の文章にても作らしむるならば悉く佳良の成績を得べからざるなり元來教育と犯

罪の關係に就ては學者各其見る所を異にするも犯罪者の多數が教育欠乏又教育の普及せざる地方より比較的多數の犯罪者を出だすと云ふ事は各國刑事統計表の證明する所にして此點より之を見れば教育の欠點が犯罪の直接原因なりと云ふべからざるも少くとも教育の有無が犯罪に對して之を増減せしむるに足る一勢力たるの理由明白なり況んや社會に無智無學の徒無からしめんとするは即ち一般國民教育の目的とする處にして假令義務教育年限を経過せるも義務教育を終了せざるものは國家當然の義務として國民教育を施さるべからず尙作業の傍ら實業教育の趣旨を達するが爲めにも工商業理科等に關する一般概念を習得せしむる必要を認むるなり左に少年犯罪者の教育程度を示さんが爲め大正三年中新入者の統計を掲ぐ

教育程度	窮屈	強横	横暴	文書	公務執務	住居	合計	同二學年	同三學年	同四學年	同五學年	同六學年	同七學年	同八學年	同九學年	同十學年	同十一學年	同十二學年	同十三學年	同十四學年	同十五學年	同六十學年	同七十學年	同八十學年	同九十學年	同一百學年		
無教育	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
尋常一學年	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

釋放時ノ教 育程 度	再犯ニ陷 リサル者	再犯ニ陷 リシ者	再犯ニ陷 リモノ	再犯ニ陷 リシモノ	百分比	例
一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一
二九	一	一	一	一	一	一

に對しては一度執行猶豫不起訴、起訴猶豫の便宜的處置を執られんことを希望す現に我國有數の某裁判所の司法官は此方針を執り其成績佳良なりとの事實も告げ折角入監せしむるならば感化教養上諸般の設備稍完全せるに依り（假令目下監房工事等狹隘を告げ改修中なるにもせよ）成るべく刑期長からんことを希望せし筈なり  
予輩は常に當監を參觀視察する人ある毎に遠慮なく批評や質問を親しく受けて之を説明し又指導を仰ぐことあり故に未だ曾て誤解を生じたることなかりき然るに不幸にして記者は當日十分の質問も爲さず唯二三時間の警見視察にて誤りたる見聞を公にし且つ之を基礎としたる批評を下されたるは予輩の了解に苦む所なり監獄事業が假りに予輩一個人の經營するものなりとせば之れ全く予輩の不明に歸し全責任を負ふべきも監獄の事業は國家の施設に屬し而かも少年犯罪者の處置に就ては近く数年前より漸く研究に著手し未だ完全無欠なりと

言ふを得ざるに依り此際直接に質問忠告乃至指導を賜はるば歎んで之を迎へ之を受くるに客なるものにあらず況んや司法官や監獄官とは互に親睦に提携連絡して活動するにあらざれば到底刑事政策の効果を擧ぐること能はざることは平沼檢事總長閣下が屢々司法司獄の兩官に對して反覆訓示せらるゝに拘らず記者が實際に適合せざる視察を遂げ少くも世人をして誤解を抱懷せしむるが如き見解を雑誌上に發表せらるゝが如きは遺憾乍ら記者の公的道徳の價値を疑はざるべからず  
今や少年裁判法制定の議ある時機に際し如斯重大なる關係を有する事實の報告を誤らるゝは實に迷惑の至なり曾て歐洲の學者某が小田原川越兩幼年監を視察して其記事を歸國後彼國刑事雜誌に報告せし者あり今次の事苟も檢事の官職を有せらるゝ有識の士の執筆に係る報告と批評なるを以て或は再び歐米の斯界に其誤謬を傳へらるゝが如きことあらば其影響甚大なるものあらん予輩は此場合に

同	二學年	二八	二三	四四	五六
同	三學年	一九	二九	七三	二八
同	四學年	一六	一九	六一	三九
同	五學年	一四	二七	六二	三八
司	六學年	三四	一八	六五	三五
	合計	一六九	一〇五	六二	三八
高等	一學年	二五	六	五九	一九
同	二學年	二三	一六	六四	四一
同	卒業	三六	二〇	三六	三六
	合計	八四	四二	六七	三三
總	計	二五三	一四七	六三	三七
備考	本表中無教育は瘡瘍者なり				
又記者	は最後に於て				
「殊に是等の者は是迄社會に於ける完全なる學校に於て教育を受けてすら尙ほ且つ斯様な不良少年になるのだから入監後幾年學問を教へた處で監獄の教師の方で改悛せしめよう云ふことは六つヶ敷いと思ふ少くも尋常卒業以上の學力ある者に對しては學問を教へることは殆んど必要ないこと、思ふ寧ろ修養に關する講話に力を					

新  
論

入れるがよい」と意見を陳べられたが今日の小學教育は完全なりとせらるゝは是亦皮相の觀たり而かも彼等の中満足に教育を修了せるもの少きにあらずや苟も感化教養の如き事業は決して一人の教師一人の教誨師のみに託して改悛せしめ得べきものにあらず所謂懲戒と感化教養とは相聯絡し相調和し共助して始めて精神の修養を爲さしめ一面規律的生活に馴致せしめて茲に勤勉正直の人たらしむべきなり此重大なる調育は記者の言ふが如き短期にて果して其目的を達し得らるるか況んや記者の想像するが如く彼等の教育程度は決して高からざるなり

於て記者の報告が一犬吠舎に杞憂に終らんことを切望して止まざるなり。

終りに臨み記者に告ぐべき一事あり右雑誌十一月一日の日記に「起訴猶豫者の保護會が欲しい」と

云ふ項目の下に

「出獄人保護會が盛んになつたが起訴猶豫者をも

保護する人のあるを聞かない幼年の犯罪者引取

人もなく詮方なしに起訴する様なものがある又幼

年者でなくとも前例の如き爺もある」

と記載せらるゝが之れは検事たる記者として近頃

迂闊千萬なる申分かな右様の特志家や機關は既に

設立せらるゝを知らざりしとは實に遺憾至極なり

左に掲ぐる記事を熟讀せらるべし

大正元年 明治天皇陛下崩御に付恩赦令御發布せ

らるゝや吾が神奈川縣下に於ける各宗寺院が同盟

して茲に神奈川縣佛教慈德會を組織して免囚保護

事業を開始し更に大正二年十月十八日同會は御膝

元の横濱市に大會を開き次の如き建議案を満場異

議なく可決し裁判所長檢事正警察部長へ申請せし  
筈なり

### 建議案

微罪處分及執行猶豫者訓説方法ノ件

本縣下裁判所ニ於テ刑事上ノ不起訴者及刑ノ執行猶豫者警察署

ニ於テ微罪解放者等アル時ハ裁判所ニ於テハ同會本部ニ警察署

ニ於テハ各支部ニ通告シテ訓説保護セシムヘク其筋へ申請スル

事

此事實は當時の新聞紙にも報道せられ同會雑誌にも掲載せられしを觀たり其他横濱市に在る幼年保護會根岸力行舍小田原町に在る谷津力行舍の如きも此種の犯罪者に對する便宜の御沙汰あらんことを期待しつゝあるを以て何時にも通報の勞を執られんことを希望す

以上文辭冗長に失し且つ秩序脈絡なし予輩素より野人にして禮に媚はず妄言非語敢て荆を負ふて罪を待つの多謝々々

### 朝鮮に於ける看守の訓練

安永三四郎

朝鮮に於ける看守訓練の困難なるは母邦のそれより困難なる事情二あり。看守定員の外に教習生を置かれるることは其の一。言語の異なるのみならず教育程度に徑庭ある内地人と朝鮮人を以て混成する看守なることは其の二。故に之を訓練するには初期の教習と平素の講習とを問はず、服務の餘暇、又は非番の日、或は早出、晚退せしめて、之を行ふに非されば訓練の時なし。且日勤の一部晝夜勤の二部を経どし、内地人朝鮮人を緯どし、六組として授業せざるべからず。從て教官が専ら一科を擔當するとせんか、同一の講義又は演習を六回繰返さざるべからず。這般の繁雜と困難とは昔の外勤者の一人にて此問題に關しては多くの失敗を嘗め多くの腐心を費したり、故に實驗と理想とを打て一丸となし、以て陳ぶる所あらんとす

同情を寄與すべきは早出日勤の人々に在ることは夙に公認せられたる事實なり。早出の上の早出は不可能なり、去辺晩退せしむるも亦氣の毒なり。故に余は大監獄に在ては、晝夜勤部員に早出せしめ彼等に交代せしめ、且つ彼等相互の交代を停止して、受業せしめたり。この方法は朝氣銳きが故に成績好良なり、然れども彼等の多數は工場監房の擔當者なるか故に、戒護の實力を減するの不利あり。武術は終了の後入浴休憩の必要あり、已むを得ず晩退の方方法に依れり。小監獄に在ては晝夜勤部員の早出補勤は、配置上不足するのみならず、翌日非番勤務を命するに差支あり、已むを得ず學科も晩退せしめが、終歲の過半は内外勤看守の退廳時間に懸隔あり、二者同時に授業すること能はざるの不便を感じたり、暮氣復へると云ふも、それは退食一家間接の時なれば、學科の成績は不良なり。晝夜勤部員の訓練、是亦大監獄に於ては學科は早

出の方法を探り武術は非番の日に課したるも、小監獄に於ては學科武術ともに非番の日に課したり。その戒護上の利益なるは早出と非番と何等の軽重なしと雖成績は早出好良にして非番の日は不良なり。

## 語學の訓練

語學は他の科目と大に異なり、到底間歇的の授業と断片的の時間とを以て成功するもの非ず。故に大監獄に於ては擇抜法を探り看守配置の許す範圍に於て定員を置き日勤晝夜勤の三部員より撰拔し、勤務時間中、休憩を停止して、授業したり。是先づ適材を養成し、漸次歲々共に全員に及ぼす目的なり此の方法は有効にして健全なり。小監獄に在ては是亦事情を異にする。そは少數の中には適材自ら少數にして、之に交代すべき者なきことは也。故に晝夜勤の一部員を擇出し、受業生とし、且撰拔の上その部員を定め、毎非番日に之を課し、二期を経過せしが、三期に至り適材を撰拔するときは、各所に適材の擔當者を配置

## を寫取らしむるを恒例とする。

朝鮮に於ける看守訓練の過去、現在の状況は、上叙述により其の梗概を盡したりと思料す。

按するに訓練は必ずしも特定の人より、特定の事物を以て、之を行ふに及ばず要は各自重して向上發展せしむるに在り之を然らしむる方法如何。指導の責任ある者に於て諱々然と之を啓發するに在り。余が實驗する所に依れば獄務改善の問題を與へて之を講究し、報告せしむること、其の一なり。在監者の善分子と不良分子とを視察して其の近狀を報告せしむること其の二なり。報告を講評すること、其の三なり。意見を採用して實行すること、其の四なり。特別の技能抜群の功勞あるものは、隨時稱揚すること、其の五なり。斯くするときは、各自己の長所を發揮すると同時に自己の短所を補益すべく自覺し。或は讀書に力を盡し、或は師友に益を求むるに至るべし。是に於てか都會の地に居る者は或は専門の夜

する能はず。是に於てか策盡きて、日勤者全員を晚退せしむることに改めたり。

以上は平素の訓練にして實務の演習は、武術、學科の教官に支障あるとき、又は他の支障あるとき

に於て、之を施行したり。諸新任看守の教習は如何、余は數回之を試みしが、未だ好良なる成績を見る能はざるなり。亦少しく之を陳べん

見習の餘暇 新任のホヤークを責任の重き勤務に就かしむるの不可なるは、論を俟たざるなり。然れども配置の必要に迫られ、立番、助勤より見習の爲、勤務せしむるは、現狀の要求する所なり。

故に曾て見習の餘暇を以て、毎週十五時間の教習を行ふたることあり。その効果は好良なり。然れども是眞に時の幸運兒に屬す。職員の欠勤少く、定員の充實して、刑事被告人少く、營繕工事少く外役少くの時ならざるべからず。爾後時機を見て之を施行すること數回。教習の準備として開始前に於て、教案を與へて休憩時間又は自宅に於て之



學校に走り、或は先輩の門を敲かん。學校なき先輩なきの地方に住む者の爲には、指導の責任ある者に於て、各公餘暇を利用して、部下の爲に自宅に講筵を開くべし。或は監獄學を擔當し、或は會計法を擔當し、或は刑事法を擔當し、或は倫理に衛生に、語學に各その部署を定めて、來る者は拒まず、去る者は追はず常に繼續して努力し又は専門の學者に紹介せんか。彼等は任意に選擇し自由に出入して之を久ふせば大に得る所あらん。この曙光は今や余に於て之を望めり。

## 通

## 信

## ◎時事だより

▲少年犯罪問題、苟くも經濟世の志ある者は、この問題が總ての場合の出發點であり、同時に又た究極の到着點であることに、着眼せねばならぬ。而して今は幸に社會政策の上から、斯く取扱はれねばならぬ時代になつて來たさは、谷田局長が生等に教へられる所である。而してその事は斯くなるべきか當然であつて、事理自ら到らねばならぬ次第は、今更めて辯する迄もないことである。茲に到らねばならぬ裁判法の特設も、將又た感化教育の事に至つても尙更ら家庭、工場、商店、農場、其他結婚等の人事百般の事に至る迄、皆是れより起らざる所には、試みに文明諸國の實況に従して見れば、皆この問題を根據として起らざるものはない。即ち監獄の改良も、刑法の改良も、裁判法の特設も、將又た感化教育の事に至つても尙更ら家庭、工場、商店、農場、其他結婚等の人事百般の事に至る迄、皆是れより起らざる所には、試みに文明諸國の實況に従して見れば、皆この問題を根據として起らざるものはない。即ちこの犯罪少年の問題に到らねばならぬ次第は、今更めて辯する迄もないことである。

▲練習生唯一の土産物、去る日谷田局長は練習生に向つて第一回の講演を始められた。問題は日頃の懸念とも云ふべき、この少年問題であつた。蓋し局長の專念せらるゝだけ其れ丈、本問題は大切な

等惟ふに世に實益なき死學問ほど忌むべきは無いが、殊に我監獄事業の如き、眼前に横ほれる事實に對する者、即ち活人間を相手と爲す者には、生氣なき多くの理窟を教へられるよりも、寧ろ勤勉さも馬力さもなるべき、活氣ある少しの理想と智識を、與へられる方尤も望ましき所であれば、この意味からしても今回の局長講演は、尤も生等の意を満すものたるを感謝せざるを得ない。何れこの講演は僚友諸君が其の全文を一讀せらるゝ機會もあろうけれども、序に今この第一回に於ける大要を紹介することにする。蓋し僚友諸君に忠ならんが爲めである。

社會が進歩して文明の花が咲けば咲くほど、其の反面には普通人の想像以上に、醜悪すべき罪惡が產生して、實に慘絶悲絕を極めるものある以所を戒し、而して之には直接間接に皆不眞少年問題が、關係せないことはないのみならず、諒る之が據ての根本問題であることが眞實であつて、實に重且大なるものであるから、到底一朝一夕に論じ盡し能ふものにも非ず。されど爰には統計の教へ示す所の一部分の事だけでも、参考に述べんとして先づ監獄官がこの少年犯罪問題に就て、深く自ら知る所あると同時に我國維新以來の西洋文明の輸入の有様より、五十年間の發達を遂げたる今日、全く隔世の感あらしむるに至りたる偉功に對しては、之を謳歌せざるを得ないけれども、翻つて其の裏面を

る緊急問題にして、且つ關係の尤も廣き重要問題なる所以を高調せられたるものであつたことは、讀者の判斷に任ひますとして、兎に角に此の講演は恐らく練習生諸君に取りては、所謂一種の點眼薬の如く、更に其の眼眸を鮮明ならしめたるものありしは、我々傍聴者の深く信ぜざるを得ない所であつた。而して是は確かに練習生諸君が發雪の業成りて後、所謂都下の折りの唯一の花土產物たるべきは勿論であろう。

▲學術的研究と熟識、文明の仕事として之の産物ならざるは、何一其の結果を收め得るものはない。即ちこの犯罪少年の問題の如きは就中精密なる調査によりて、正確なる根據の上に立論され、而して適當の方策を施さねばならぬのである。そこで局長の腐心苦慮せらるゝ所もこの一點にありこそのこと、何となれば調査上尤も必要なる統計が我國に未だ確立して居ない爲めである。處が局長の論述せらるゝ所のものは、斯かる困難あるに拘はらず、非常な熱心と精力を以て出來能うだけの材料を蒐集し、之に據りて立案し且つ論斷せらるゝものであるから、聽く者之が爲めに激動せられざらんとするも能はないのである。生

觀察すれば、我國は年々歲々種多の惡徳が現はれ來りて、統計上より之を見れば、實に驚くべき惡徳増殖の事實があつて、如何にしても悲觀せざるを得ない有様となつて居る。思ひ一たび茲に至りては誰か寒心せざるを得ざる者があつたか。其の説かる所には頗る悲痛の調があつて、聽者亦た同感の念禁じ能はざるものがあつた。

然り而して斯様の事實は常に新聞紙が我等に告げて、十分なるものあることを一々事例を擧げて、尤も痛切に之を詳説せられ、且つ尙ほ世が進むに從ふて彼等不眞少年の行爲も、益々惡辣に成て来る有様も少く注意して新聞を讀めば直ちに分る。然るに世人はこの國家の大問題を如何に見て居るか、而して尙ほこの恐るべき事實をば、如何にしてよりよく正確に知らんとするかを見るに、今日の實況洵に機むべく悲むべき有様と云ふの外はない、何となれば政治家も教育家も將又他の他の經政家も、この重要な大問題を閑却し、輕視し、而して寧ろ他の徹底せざる枝葉問題に没頭煩悶する有様であるからである。

或はこの少年問題を單に消極的事業也として、之を軽んずる傾向のあるのも去ることではあるが、然しながら一利を興すは、一害を除くに若かすと云ふ、眞理もある通り、何れの點からしても今日はこの問題に對しては、閑却するここの出來の最緊急の大問題たるを、認識せねばならぬ筈である。從て亦た之が事實を正確に調査するこも、急務中の急務であることを俟ないのである。而して我々は則ち如何にかして、この理由と實況をば

世人に知らしめねばならぬ、然るに困つたことは、我國に未だ調査統計の事の確立しないことである。

西洋にては「フランス」「イギリス」「ドイツ」の如きは勿論、其他の國々にても皆統計表の示す所によりて、正確に事實を知るこ事が出来る様になつて居る。之を道德統計と云ふのである。

即ち人民の生死の事から結婚離婚、私生兒、飲酒、醸業、其の他の各般の倫理道德上に關係ある種々なる事件に至る迄、統計が正確に行はれ、之に由て以て如何なる方面に入々が墮落し、又は如何なる不道徳が増減しつゝあるか等の事實を明白に知ることが出来る、故に政治を行ひ救濟を講ずるにも、適當の方策を立てることが容易に出来る譯、斯かる行り方こそ之を學術的方法と謂ふべきであつて、今我國に斯かる方法の無いと云ふことは、如何にも殘念である。だが其處に唯だ一つ確實にして信憑するに足るものがあり云ふのは、即ち我々の管掌する裁判所と監獄の統計である。之に由つて其の一部分文でも、學術的に研究するこその出来るのは、實に幸ひの事と云はねばならぬ。余は則ち今この統計を以て、我國目下の不良少年の實況如何、例へば今ドノ在院少年が居るか、又其の犯罪はドア云ふものか、男が幾何にて女が幾何か、將又た不良少年の種類は如何なるものか、而して之に就て我國只今の法律はドア云ふものか、且つ其れ今後は如何なる方針を以て、之に對すべきか等の解説を試みんとするのであるが、是等は後回に譲り今回は單に是丈の序文に止め置くことの事であつた。(S.A.生)

## 保 護

### ○大正三年中埼玉縣下に於ける出獄人保護事業の概況

白井 勇松

大正三年中に於ける我埼玉縣下に於ける出獄人保護事業の概況を聊か左に報道せんとす。

我邦の出獄人保護事業が年一年殊に大正元年恩赦の事ありて以來著しく發達せるに伴ふて我埼玉縣の出獄人保護事業も亦大に進歩發展を見るに至りたるは今更らず玆に絮説するの要なしと雖も我埼玉縣の出獄人保護事業が多少其活動の狀況を語り得るに至りたるは大正二年五月以降にありて大正二年中に於ける概況は客年聊か之を紹介する所ありたるが爾來益其發展進歩に力を濶き漸次其歩武を進むるに至れるは斯道の爲め寔に喜ぶべきことなりとす。

大正二年五月より實行せる出獄者に對する所屬寺院保護の方法は大正三年中の成績に照らし益其有効なるを現實的に認むる所なり大正三年中出獄者に對し所屬寺院に保護協議の爲め出頭を促し且つ保護を依頼するの書面を發したるもの八百六十八通にして各寺院側に於ては前年よりの刺戟に依り漸次保護思想濃厚となり寺院住職親しく監獄に出頭し若くは相當代理者出頭して保護上の打合を爲し一面本人に面會して訓諭を爲し將來を談するもの漸次其數を加ふるに至り其出頭せざる者に在りても冷然之を放置するにあらずして病氣其他の事故の爲め出頭し難きも本人歸宅の上は充分善導保護する旨挨拶を爲し来る者多く又は具體的に保護の方法を協議し來るあり又住職空缺の寺院にして態々檀徒總代の出頭し來り以て其任を盡くさんことを申出づるあり住職又は代理者若くは檀徒總代等の出頭するや小生は如何に多忙なりとも或は休日なりとも在廳する限に於ては必ず會見して教誨

師と共に親しく出獄者保護の必要なる概念及び其個人に相應する將來の保護意見を述べ且つ一般の保護思想を喚起し殊に宗教家として其任務の最も重きを爲さるべき所以等を鼓舞しつゝありて住職等亦熱心に其保護の任を盡くさんことを誓ふの状況なり

前述の寺院依頼の外恩典出獄者及び少年受刑者に付ては全部其他の者に付ては特に必要なりと認むる者に對し保護者を召喚し將來の心得方、保護の方法等を懇篤に保護者に説示し殊に恩典出獄者等最も重要關係の保護者にして典獄が親しく説示する必要ある者に對しては小生は必ず之に會見して懇篤に説示し以て引取らしむ、若し事故の爲め引取に出頭し難き事情あるも保護の任を盡くすに足るべき者に對しては保護會に托して之を送り届け懇切に保護方法を談して之を引渡し其他個人關係に依り教誨師をして種々の方法を探らしむるものあること等孰れも前年と異らざるのみならず益其

(八七) 適實を得ることに努め居れり大正三年中教誨師より家庭との融和を圖り又は引取方法に付發信したもの及び出獄後通信教誨を加へたるもの並に家庭訪問を爲したるもの通じて七百六十八人あり又免囚保護會たる埼玉自彌會、川越就實園に在る被

保護者を時々訪問し右兩保護會に於ても教誨師に嘱託して保護中の被保護者に對する修身講話を爲さしめ又被保護者に胸襟を開きて談らしめ以て保護上に裨補せしめつゝあり

大正三年中我監獄にて保護の方法を講したるものと綜合せば左表の如し

大正三年中浦和監獄本分監に於て保護の方法を講したる人員表

監獄より歸宅旅費を給與したるもの	五七
父兄其他の親族に直接引渡したるもの	七〇三
保護會へ引渡したるもの	二二一
寺院へ引渡したるもの	一

後場へ引渡したるもの

相當地位名望ある者を推薦し又定款に於ける細則を設け又支部事務の取扱手續を定め被保護者取扱手續及被保護者心得を設定し一面本支部の連絡を密にし大島會長は益熱心に本事業に盡瘁し而して本會は毎年司法省より保護事業獎勵費を受け居りたるが尙ほ埼玉縣より縣會の議決を經て大正四年度より事業補助の爲め二百圓づゝ下付さるゝに至り益以て堅實に發達しつゝあり又特設監たる川越分監の少年受刑者にして出監せる者を保護するを目的として設立せられたる川越就實園は前任園長歿後新に就任したる公平園長は就任以來熱心に指導しつゝありて又大正三年十一月分監長の交迭に伴ひ副園長の交迭を見、長谷場副園長は熱誠と細心を以て園長を補佐し是亦堅實に事業の歩武を進めつゝあり本園は毎年會員の醸金と司法省より下付せられたる保護事業獎勵費とに依て經費を支ゆるもの未だ財的基礎豊裕ならず即ち必要の經費を充分に支辨するに足る收入の途輩固なりと言ふべ

からずして切りに會員の募集に努め居れば左の如し

埼玉自彌會

直接保護

間接保護

計

越人員

八

一七三

一八一

新保護人員

五一

七四九

八〇〇

保護を解きたる人員

四七

八五

一三二

年次現員

一二

八三七

八四九

川越就實園

直接保護

間接保護

計

越人員

一

一一

一

新保護人員

四七

二八

七五

保護を解きたる人員

三二

三六

六八

年末現員

一五

三

一八

監獄法施行規則第百六十九條に依り警察官署に保護の通報を爲したるもの  
所屬寺院へ保護の依頼を發したるもの  
教誨師より家庭の融和を圖り又は引取方に付  
發信したもの  
出監後通信教誨を加へたるもの  
出監後家庭訪問を爲したるもの

八二七  
八六八  
五五七  
一八九  
二二一

埼玉縣下に於ける出獄人保護團體たる埼玉慈善會保護院は大正二年七月縣下各郡に亘りて三十三箇所の支部を設置し從來の本部に於ける直接保護及間接保護の外縣下に歸住する出獄人の大部分に對して間接保護を開始し其活動が從來と全く面目を異にするに至りたることは前に報じたる所なるが益其活動を見るに至り大正三年五月總會の議決を經て定款を改正し更に活動の基礎を固め團體の名稱の如きも之を埼玉自彌會と改稱し役員の如きも從來の役員の外顧問を設け現在埼玉縣知事、浦和地方裁判所長、同檢事正、埼玉縣內務部長、同警察部長及浦和監獄典獄其他保護事業に關係を有し

し年末現員に於て六百六十八人を増加せり川越就實園に在りては大正二年の新保護人員は直接保護二十八人間接保護十九人計四十七人年末現員は間

機關の保護と相俟て此成績を擧ぐるに至れるもの  
と信す

大正三年中に於ける埼玉縣出獄人保護規程に依る出獄人保護成績表

大正三年中に於ける埼玉縣出獄人保護規程に依る出獄人保護成績表

越人員	本年間の入出	本年間の管内より轉入したるもの	本年間の管外より轉入したるもの	計
計	死亡	所在不明となりたるもの	管内に移轉したるもの	管外に移轉したるもの
改悛の状なきもの	年末現在保護中のもの	再び入監したるもの	管外より轉入したるもの	出獄したるもの
改悛の状あるもの	改悛の状あるもの	保護を解除したるもの	管内より轉入したるもの	入獄したるもの
計	一五三	四八	一〇七	三四三
四九八	一五	一六	二九	三四八
四八	一五	一六	二九	四九八
四九八	一六	二五	三一	三一〇
二六四	一六	一三	二二	三九一
三五〇	一九	一九	一九	三四一
二二	一九	一九	一九	三八一
一三	一二	一二	一二	三四四
二八〇	一一	一一	一一	一〇一
二二	一一	一一	一一	一六一
二八	一一	一一	一一	一六六
計	一一	一一	一一	一一

備考

地方行政機關に依る保護即ち埼玉縣出獄人保護規程に依りて保護せる大正三年中の成績は次の如し客年中監獄より要保護通報を發したる數八百二十七人なるが其内東京市又は東京府下に歸住する者頗る多く又他の府縣に歸住する者も尠からず縣下各警察署長及分署長毎年二回其狀況を典獄に報告する例にして客年に於ける報告の成績表を綜合して之を觀るに左表の如く成績の良好なるを示せり蓋し前述の如く所屬寺院の保護、埼玉自彊會本支部の間接保護が大に行はるゝに至り又父兄其他の規族等の保護者に引渡したる者に對する保護者の注意力が漸次進むに至りたる等種々の關係が行政

本表に依れば成績員なるものの百分の九〇、六（改後の状あるもの百分の六八、六帝改後の状あるもの百分の二二）にして改後の状なきものは僅かに百分の九、四に過ぎず又總人員に對し所在不明なるものを悉く不真似假定し再入監及現在保護中の者の内に於ける改後の状なきものを合して比側を求むるも百分の一九、八にして他の百分の八〇、二は成績良好なるものなり

而して今最も多く試みるに浦和監獄の本監のみに於ける最近五年間の出獄者に對する再犯歩合を調査するに實に左の如きを示す大正二年以降今日に至るまでの日月は淺しこ雖も以て大勢の成績良好なるを首肯するに足るへきを信ず要するに大正二年以降の保護に關する取扱の發展が大に力あるものたるを信じ得るに足るへき歟

明治四十三年中出監 八百四一戸、  
入監者の百分比倒

順治四十三年中出監 八百四十九人  
內再入監者

內同 一百八十一人

三五

○宮崎地方部通信

○宮崎縣の保護會

(宮崎縣の保護會)宮崎縣に於ては去る明治三十一年五月始めて日州保護會を創立し爾來着々事業を經營し縣下各郡に支部を設ける事に決し既設の支部は各宗寺院住職保護委員となり専ら間接保護に從事せしに今回未設の兒湯郡東諸郡にも赤井裁判所長高島檢事正佐田典獄本部原田會長等より屢々交渉を遂げられたるに各宗寺院住職等時勢の要求に促され何れも支部設立の計畫を爲すに至り既に兒湯郡支部の如きは高鍋町稱寺專寺に於て四月二十八日發會式を舉行せり當日來賓の主なる者は郡長代理岩下郡視學縣會議員各町村長各小學校長新

聞社支局員有志等にして午前十一時河野支部長發會の趣旨を述べ佛前に於て讀經終つて原田教誨師の免囚保護事業に關する講演神代町長東泉寺覺元住職等の祝詞演説並に赤井裁判所長佐田典獄等より寄せられたる祝電等披露し最後に答辭ありて來賓には茶菓を供し午後三時三十分散會を告げたり尙ほ日州保護會本部は今や各郡に支部を設置し本支部氣脈を通じて保護の實蹟を擧ぐ可く活動する事とゝなれり

### ○埼玉自彊會總會の概況

埼玉自彊會は大正四年五月二日第二十五回社員總會を浦和町日本赤十字社埼玉支部内に開く當日は午前九時より常議員會及支部長會を開き正午より總會に移れり而して常議員會出席者は三十三名にして大島會長開會を宣したる後會員の募集、間接被保護者の訪問並に狀況報告廳行方の件、會費徵收に付き滯納を防止する方法、支部の増設等の事

人保護規程に依る保護の働き進み來りたること此三者相俟つて大に其効を奏するに至り爲めに大正二年以來成績漸次良好なるを示せりとて統計數字を擧げて證し終りに此社會事業たる保護事業發展の爲め今後本會員の採るべき方針につき希望を述べ次に松隈輔成會主事登壇、免囚保護事業の設立及其經營につきては幾多の難關を経ざるべからざる至難の事業たる所以を詳述し而も之を完成せんとするには金錢の多寡に非ずして一つに會員の至誠に依るの外なきことを論じ最近の實例として山梨縣北都留郡に於ける免囚保護會設立前後の狀況より同郡長の熱誠事に當りたること、及保護に關する抱負を稱讚し本會員諸君も益奮勵斯業に盡瘁あらんことを切望する旨を述べ講演會に付いては前日は大雨當日は朝來幸に降雨せざるも曇天なりし爲め會員の參集如何あらんかと氣遣はれたるに拘はらず前記會員の外傍聽者數十名來會せり尙ほ當日は昌谷埼玉縣知事、藤岡浦和地方裁判所檢事

正の講演ある筈なりしも急に公務出張の爲め缺席されしは遺憾とせし所なり當日の來賓は東京より眞木監獄事務官、松隈輔成會主事當地の伊藤浦和地方裁判所長、児玉埼玉縣警察部長、辻、木戸兩判事、堀井檢事、白井典獄、石井郡長、島田警視長谷場典獄補、田中保安課長、熊谷分監長、浦和監獄各看守長、監獄醫、教誨師其他新聞記者等十數名にして頗る盛會なりき

「最後に司法省眞木監獄事務官登壇して先保護事業の性質沿革及其實行の至難なるを説き而して社會の保護事業に對する觀念の冷淡なるを擧げて犯罪者は必ずしも惡むべきものにあらず亦同情すべきものたり宜く其犯罪の動機を研究して之を保護せざるべからずと警告し保護事業の目的は固より再犯を防遏するにあり再犯を防遏するは保護の實を得るにあり保護事業は人道上缺くべからざるのみならず國家經濟上歎過すべからざる問題なりとて國家が犯罪者の爲めに蒙る損害を數字にて詳

項に就いて協議決定せり正午よりの總會には右當議員、支部長其他の會員百餘名參集し會長より前年度の保護事業成績及會計報告を爲し新なる事項としては會員中本會基礎會員たる寺院住職の死亡其他事故の爲め缺員を生じたることは其後任住職をして必ず會員たらしむべきこと、被保護者の状況は訪問の都度支部長に報告すべきこと等を議了し常議員の補缺選舉に移り會員の希望に依り會長の指名に一任し會長は直に之を指名決定せり次て講演會を開き會長の紹介にて白井典獄登壇各會員に對し挨拶を述べ之れに附加して大正二年より浦和監獄の採り來りし出獄者保護方法並に昨年の保護成績を縷述し監獄が出獄者の所屬寺院に連絡を取りて其保護を寺院に一々依頼するの方法は益有効なること又本會が多數の支部を設置して事業を擴張したる以來其方面に於ける成績の舉れること川越分監少年受刑者の出獄者保護に於ける川越就實園の保護成績も漸次進みたること又埼玉縣出獄

て企画されし社會上極めて重要な問題にして聖代の安寧福利をより以上に増進して一層光輝あらしむるに於て實に鑿切の事なり、時恰も御即位の大典を擧げさせらるゝ前古未曾有の好機に際會し紀念事業として本事業の振興を圖るは機宜の事に屬す抑本事業の效果を増大せんさせば勢ひ資金を要するも本團の財政状態は到底其の負擔に堪へざるなり今所要の資金額を考量しこれを社會に廣く仰く事させは決して困難なる額にあらざるのみならず本事業の趣旨を普及し意味あらしむる上に於て適當の舉たるを藉へ爰に免財保護基金造成の企畫をなす所以なり

(2) 基金設置豫定額 参照

(3) 造成の方法 期間を大正四年四月より大正八年十二月に至る五年と云々

基金目的額を大正三年十二月末現在戸數人口に半額宛按分して毎町村の割當額を定め其の割當額に對しては當該町村内團員の共同責任を以て調達するものとす

(4) 基金の保管 本基金は該事業のみの特別會計とし確實なる銀行に預け入れ利殖し之れが使用處分は理事會の決議を経るを要す町村割當額の内幾分にても収入ありたる時は直に本團へ回付を要す云々

明し國家は斯の如き多額の經費を犯罪者の爲めに投しつゝあり保護事業は其國家の負擔を減少し社會の安寧を維持する所の自衛策として極めて緊要なるものなりと痛論し其れより歐米文明國の保護事業を詳述し我國の同事業の實況に及び昭憲皇太后陛下崩御の當時は全國を通じて僅に十一ヶの保護會ありしに過ぎざるもの明治天皇陛下崩御後又爲め其必要に迫まられ俄然增加して今や二百七十二ヶ所を算するに至りたれば此より其内容の充實に就て一段の奮闘を要すと説き轉して世界の犯罪趨勢に及び英國の在監者の數一萬一二千なるに對し我國は昨年末の調査にて五萬六七千に達せるは驚くべきも其實英國に比して夥多なりと云ふ能はずして唯我國は英國の如き各種の補助機關不備なるが爲め犯罪者は悉く監獄に收容するに依ると説示し次て埼玉縣犯罪者と他府縣の其れと比較し其罪質犯數等の關係を説き彼等に職業を授け彼等を

して自營自活せしむるに注意せよ且保護主管者は常に監獄に出入し囚人を鑑別するの明を有せざるべからず主管者其人を得るに依りて始めて事業の目的を遂行し得べしとて聯合保護會の性質を説き更に歩を進めて會の歴史如何に古くとも實効之れに伴はざるに於ては甚だ遺憾とせざるを得ず近來本會大に活動せられつゝあるが益々會員諸君の努力奮闘を切望すと述べ會員に多大の感動を與へ午後四時閉會せり

## ○御即位大典紀念事業

○京都府天田郡佛教團に於て御即位大典紀念事業として免囚保護基金造成に付左の通計畫せる旨報告に接したり

### 免囚保護基金造成計畫書

(1) 造成の趣旨 免囚保護事業は本團の重要な事業の一とせる處なれば其の責務を自覺して努力しつゝあるも所期の效果を奏するは前途遠遠にして活動上遂懸からず

惟ふに本事業は眞に明治天皇御登場に依る恩赦の聖旨を奉し

田典獄赴任後縣下に於ける保護教團の聯絡を執り實行の確實を圖るの急務なるを認め其代表的機關として創設せる愛媛縣保護協會とは互に本業の爲めに貢献しつゝありしか前者は直接後者は間接保護に偏り立しては事業經營上遺憾不軽を以て同典獄に之を合同其規模を擴大し益々本事業の改善振作を期する爲め關係當路者と屢折衝を重ねたる結果漸く機運熟し本年三月十三日圓滿に協商成立せるを以て其基礎を鞏固ならしむる爲め法人組織に變更するの必要あるを認め主務官廳に對し稟申中之處本月五日認可ありたるを以て同七日日々役員を嘱託し直に理事會を招集し大正四年度經常部實行豫算及び臨時部收容所新築收支豫算の付議せしに異議なく可決せりと而して同會に於ける役員は同縣下に於ける官民の主なる者を網羅し陳容整ひたるを以て本事業の目的を遂行すべく活動中なり

役員氏名

總裁 愛媛縣知事

會長(理事)松山地方裁判所檢事正

副會長(理事)愛媛縣警察部長

同 松山監獄典獄

理事 松山地方裁判所長

同 愛媛縣內務部長

同 松山警察署長

同 前田秀吉

同 三邊長治

同 新名鶴吉

## ○愛媛縣保護會合同の件

愛媛縣下に於ては從來専ら出獄人を容保護せる愛媛保護場と和

松山監獄教諭師  
松山市長  
私立中學校長  
松山辯護士會長  
近藤哲雄  
長井政光  
白川福儀  
野本半三郎

松山辯護士會長  
新聞社長辯護士

新聞社長  
辯護士

愛媛感化園長

同  
宜

宗教家

同開案

卷之三

總會狀況  
日西宇和護友會

貢廿餘名來賓

執行の主義と保

1

10

卷之三

六

職 廣島縣安

の高齢なるに甘  
の頃藩兵に徴さ

後明治八年二月

追物に付ては天

監獄の活字引と  
懲役を申出監獄

近取方口日監修  
からす去月二十

月三十日付題

災 四月十九

文庫一四九

蒸氣汽罐に

三

彙報

家事の書合に依りて退職を申出監禁より再三留任の勧告せしも其決心牢として抜くべからず主月二十日看守部長に榮進し月奉二十五圓を給與せられ同月三十日依頼免職となり奉職中の功勞に對し特に金五十圓を賞賜せらる又同僚よりは彩功銀杯を贈呈すミ云ふ同氏の如きは全國稀に見る功勞者なり

●甲府監獄の火災　四月十九日午後六時四十分頃甲府監獄裏第二検身所より出火せしを第一見張勤務の看守之を發見し當直看守長に於て居合せたる部長と休憩中の看守三四名を督し消防の準備を爲さしめ一面非常召集を行ひ職員協力火夫及び消防夫四名を駆けつけ二臺の唧筒及び炊事場蒸氣罐に設備しある蒸氣唧筒を全部使用

り引き続き會計の報告、規則の改正、基本金募集方法及保護思想普及の方法等の議決をなし次て八幡濱警察署長の本會に對する希望あり。午後六時閉會す。午後七時よりは懇親會を開き、主客共に胸襟を開き、新道の實驗談及發展策を談論し趣味津々たる裡に散會せり。

○周桑佛教保護會總會

周桑佛教保護會に於ては四月八日午後一時より定期總會を丹原町遍正寺に於て開催し、豊田常務理事開會の挨拶並に宗教家の活動に關する所感を述べ、次で和田典誠の説教あり。本會に對する希望あり。規則の改正を議し大時閉會せり。當日は正會員十三名來賓として和田典誠、柳生郡長茅野警察署長其他有志數名の出席ありたり。

○喜多郡明昭會總會

喜多郡明昭會は四月十日午後十時會長以下會員三十六名、昭憲皇太后陛下の一週年追弔法會を營み、午後一時より定期總會を大洲町法華寺に開催し、神山會長の開會の辭に次で會計の報告あり。次に和田典誠講話、規則の改正、役員の選舉を終へ午後六時閉會せり。來賓は和田典誠、郡長代理豐田、郡書記河野中學校長大仁田警察署長村村長有志數名にて盛會なり。

■ 消防に全力を盡したる爲め同七時二十分頃全く鎮火したり。損害は被身所建物三十六坪の内部木造部分と屋根の大半及作業衣貯一  
名分と作業材料器具三四點を焼燬し、建物復舊費約三百八拾圓なり。  
放火の原因は耕耘、掃除夫等の外役因の途中拾得せる菸草を持  
込みたるか若くは第二工場内にある抄紙材料の反古紙中より發見  
せる煙草を或者が竊に包藏し置きたるか二者の一人、還房に際し  
衣類掛繩に持込み竊に曳煙し充分消火をさせずして還房せしに因  
るならんと思料するも眞相未だ明確ならずとの事。

○受刑者の縊死未遂 前橋監獄在監受刑者竊盜再犯懲役四  
年群馬縣桐生町谷宗三郎は四月四日午前一時三十分居房に於て三  
尺帶に蒲團の附襟を引裂きて綴ひたるを結び合せ、便所の上部明窓  
の格子より結び下け縊首し居るを同房者が認め巡警看守に申報せ  
るより直ちに當直員並典獄に急報し呼吸全く絶へざるを以て解か  
るを悲觀せるなり。

○刑事被告人の縊死 一名古屋監獄在監受刑者竊盜再犯懲役四  
年未遂愛知縣碧海郡高瀬町鈴木繁蔵は四月四日午後二時四十分頃  
居房に於て所持の博多帶を廻内東側上部第一の横に結束し西方に  
向ひ縊死を遂げたり。老年に至り且つ長期の處分を受くるならんと  
悲觀煩悶せる結果なり。

●受刑者の縊死 札幌監獄在監竊盜二犯懲役一年二月北海道新冠郡姉去村芦澤助藏は四月七日午後九時第三病監に於て病院内



尊敬したのである祖母は前田藩主不破信義と言ふ人の妹で今は常緑して東京に居らるゝ富は西田家と比して家の間口十八間もあり常に数人の雇人は絶へなかつたが祖父の死亡後私は此の家に嫁して間もなく祖父は彼の俗に言ふ「詐欺師」の欺罔に罹り一朝にして多くの財産を奪ひ取られ爲めに汝の父は村に居辛ひと言ふて早くから旅に出て居るのである」と語り終りて潛然と涙を流して泣かれた。

鳴琴華の夢も東の間が嫁して間もなく家は潰れ剩へ良人に生剥して幾年の年月を経而かと子女の教育に身を委ね若き顔に早くも小波の二つ三つ思に沈む御母君の心中は如何ならん定めし幾度か孤衾の寒を温めし事もありつらん

或日の事急に家を疊む忙しき状態に譯を母君に聞けは答へて「汝か父の計に行かんとするなり」と聞くより無邪氣なる吾は朴野して喜んだ時に吾が年十五歳の晩春空晴れていと暖かな日であつた

魚津港より海上の人となり其日午后八時頃當鋪し沖へくま進み行き懐ひしき故山も今はや幽微になつて來た航路も無事に曉方近く直江津に着き之れより汽車に搭じ信濃路より上州に入れり野州大間々下車し翌日は徒步にて行程十里の足尾に向ひ源平の寓舎に足を洗つた

## (殺風景なる風俗)

吾れは一方ならず驚いた住む家は豚小屋にも劣つて不思議に柱時

尊敬したのである祖母は前田藩主不破信義と言ふ人の妹で今は常緑して東京に居らるゝ富は西田家と比して家の間口十八間もあり常に数人の雇人は絶へなかつたが祖父の死亡後私は此の家に嫁して間もなく祖父は彼の俗に言ふ「詐欺師」の欺罔に罹り一朝にして多くの財産を奪ひ取られ爲めに汝の父は村に居辛ひと言ふて早くから旅に出て居るのである」と語り終りて潛然と涙を流して泣かれた。

鳴琴華の夢も東の間が嫁して間もなく家は潰れ剩へ良人に生剥して幾年の年月を経而かと子女の教育に身を委ね若き顔に早くも小波の二つ三つ思に沈む御母君の心中は如何ならん定めし幾度か孤衾の寒を温めし事もありつらん

或日の事急に家を疊む忙しき状態に譯を母君に聞けは答へて「汝か父の計に行かんとするなり」と聞くより無邪氣なる吾は朴野して喜んだ時に吾が年十五歳の晩春空晴れていと暖かな日であつた

魚津港より海上の人となり其日午后八時頃當鋪し沖へくま進み行き懐ひしき故山も今はや幽微になつて來た航路も無事に曉方近く直江津に着き之れより汽車に搭じ信濃路より上州に入れり野州大間々下車し翌日は徒步にて行程十里の足尾に向ひ源平の寓舎に足を洗つた

## (殺風景なる風俗)

吾れは一方ならず驚いた住む家は豚小屋にも劣つて不思議に柱時

計が音して居る食は南京米で逆も喰いたものでない併し衣類は中々奢るものである仕事の歸りを見るに實に驚く光るものに眼ばかりで顔も手足も身體も皆墨を塗た様である「かんてら手に持ちあてしと當て、粋な姿のコレサ鑑夫さん」とは彼等が常に謡ふ歌である咄ごとが粹である若し他所の人が此の言葉を聞けば笑ひ且つ哀れも思ふことであらう然るに彼等は満足して日夜酒色に耽り粋の如き此の世に生きて而かも明日をも知れぬ危険な坑の中に動いて居るのである

嗚呼昨日は人の身今日は吾身の事その後幾許もなく吾は筑夫の群れに入られた翌年の初秋何ぞ實際上の事より屋主(飯塙頭役)と隣を作り吾れは父兄と共に通洞を去ることなつた

嘸元すくは熱さを忘る一家簞子橘と言ふ所へ住み替へより以來此の境遇に甘んずる様になり黒ては悪友と交り提携して割烹店に遊び番屋に食する様になり又は女色に思ひやり特に好んで博奕に勝負を争ふ無賴の徒となつた酒色博奕亦怪むに足らずと雖も爰に闘争を好む様になりしを如何にせん

嗚呼一婦人の愛に溺れてその羈絆を斷ち能はず鴻恩を忘れ嚴君の心を勞す吾が今日あるも蓋し偶然に非ず悲しい哉

## (吾も堕落す再度の家出)

或時何かの事で兄君と口論し是々數て堪らなかつた結果が又も案を飛出す氣に成り夫れど同時に日頃の空想が起て來た遂に飛出して當時通洞の壁長屋と言ふ處に店を持て居られたある親戚の家に

十一時發の急行にて先づ磐城の宮戻鑑へ行く考で平まで行き明照と慈通しそして風呂敷を解き中から吾が平常着て居る薩摩絣の單物を出し是を着なさいと言ふ之れ幸ひこそそれを占領して家に歸ることを肯せなかつた妹は非常に迷惑して兄さんが歸らないと私は母さんに申譯が無いと言ふて吾が袖に泣いて細つた薄情な吾は五月蠅を言ふて繊弱な妹を蹴飛した妹は驚いて手を放し兄さんは鬼よと言ふて吾が襦袢に憚れ再び細ろうとは仕なかつた親戚の人達は此の有様を見て茫然として口を開かない。確に吾は鬼であつた否見である折角小き胸を痛めて吾身を心配してくれる妹を足蹴にまでするとは今思へば實に可愛相であつてならない斯くして憤懣落を加ふるに一種の快癒を養ふに至り而かも自ら得たりとし今尚ほ存して去る能はず嘆願思もこゝに至りて只哀れむ外なし

## (東鐵の車掌)

叔父の畫策に依り電車の車掌に志願し難なく及第して當會社に丁度一年許居たるるに或日一人の監督と口論したが元来短慮なる吾は大に激して罵罵雜言至らざるなく攻撃した爲め終に解雇となつた吾は愈憤怒して本社に押寄せ運輸課長の山本源太郎氏と重複の井上慶次郎氏等に不平を列べたが畢竟如何とも仕方がない去りて父母の許へは歸ることが到底出来ない種々心配したが善き思案も出来ない果ては自暴自棄となり又田舎へ飛出することに決意し其夜はある婦人と菴夢屋の二階で飲別れ醉面して上野から午後

午前四時頃(十二月十五日)まだ暗く四隣寂として方角が不明殆んど窮して居る「天道不殺人」幸にも一人の道案内者も出來た此の者は平附近の者で吾に言ふには宮戻山へ行くならつらうで下車すれば宜しかつた併し最早仕方か無い私の方を教へてやるこの辭で吾は唯々として導かれ漸く宮戻鑑に行き入草鑑山に身を入れた三日間の試験後明日は就業始と云ふことに成ったが少々腹痛の爲め欠勤した斯くするも會社では怠惰な者と認めたが當日直に解雇の命を下つた意外なる會社の處置に吾は忽ち憤激し事務所へ押寄せ課長と談論の結果少しも要領を得ぬ吾れば面倒臭くなり矢庭に舉行される手筈に成て居た故にそれ迄滞在し愈益日となり式行は新しくて早くも二十日となり飯酒の結果人を燐け二十一日午前查公に押送されて平町監獄の拘留監に收容さる、身となつた都を出されて豫て約束してあつたから再び宮戻鑑に行く考で途中先づ舊三星山の筑夫飯場に登飯した然るに幸運にも正月元日には取立かの友に歓待され實に愉快なりし

新しくて三旬にして衰れ縦糸の耻を受く之れ即ち親の罰であらう父母君には漫に吾が逐電の驚駭加ふるに又々此の悲報を聞

く御爾親の心の内は如何なりしならん噫  
さて裁判の結果五月の懲役となり釋放後幾何もなく今回は傷害致死の罪に依り五年の刑罰に處せられ鐵獄の下に呻吟して既往の非筆を追憶し感慨に堪へざるなり  
筆を書いて月を願れば當に之れ大正三年十二月本年も餘すところ僅に一日即ち三十日午後の三時なり  
神より不幸なる吾が爲めに之を祈れ固く神明に誓て伏て希ふ之を獄中の懺悔さ爲す

### ○左記各件は司法省會計課員の談なり

會計法の時效中斷後に於ける起算點 會計法第十  
八條及第十九條の時效は支出の請求を受け又は上  
納の告知を爲したる場合に於ては其請求又は告知  
を爲したるときより更に時效を起算すべきものな  
るやこの疑問あるも政府の債權債務の時效期間及  
其起算點は中斷後に於ける否と問はず會計法  
第十八條及第十九條の規定に依るべきを本則とするものなるを以て中斷後に於ける時效も亦其翌年  
度より更に起算すべきものとす

### △會計規則第二條第二項に所謂契約を

便局は金庫の存在する東京市内の郵便局なるを  
以て之を指定するを得ず  
(一)右の場合には結局東京以外の最寄郵便局を指  
定するか或は中央金庫に於て仕拂はしむるか孰  
れかに依るべくして青山郵便局の指定を爲すを  
得ず



### ○司法省監獄公文

○司法省會甲第五七七號

松山監獄

典獄 和田千松郎

爲したる日の解釋 殿中雜費土木建築費其  
他物件の購入代價の類は契約を爲したる日の屬す  
る年度に依りて其歳出の所屬年度を區分すべきこ  
とは會計規則第二條第二項の規定する所なり茲に  
契約を爲したる日と是契約を締結したる日と解す  
べきにあずして契約を履行したる日と解すべきもの  
のとす

△大正四年司法省會甲第六七六號通牒  
の解釋 金庫所在地外に於て債主に仕拂  
場合に於ける拂渡郵便局指定 (大正四年勅令第六  
號及同大藏省令第一號第十二條參照) を例解せば  
左の如し

(イ)金庫所在地外に於ける濱谷町に於て債主に仕拂  
を爲さんとするに方り濱谷町に郵便局存するこ  
とは此郵便局を指定するは言を俟たず  
(ロ)若し濱谷町に郵便局存せざるときは其最寄た  
る青山郵便局を指定し得るが如しと雖も青山郵

大正四年四月二日發松用第一一〇號申請ニ係ル物  
品出納口座増設ノ件認可ス

大正四年四月十七日 司法大臣 尾崎行雄

○發松用第一一〇號 (大正四年四月二日)  
(松山監獄典獄申請)

○物品出納簿口座増設之義ニ付申請

監獄會計事務章程物品類別標準廳用消耗品中美濃  
紙版半紙版(以上半截共)大版小版印刷紙及大版白  
紙雜紙ノ類ハ各種ノ用紙ヲ物品出納簿一口座ニ混  
記スルヲ以テ其内ノ一種又ハ數種ノ出納ヲ檢シ殘  
高ト現存高トヲ對査セントスルニハ多クノ手數ヲ  
要シ日常不便渺カラズ候ニ付前叙ノ用紙ニ限リ物  
品出納簿口座ハ物品類別標準ノ通り大別シ其内ニ  
就キ各種ノ用紙名ニ細別シタル口座ヲ設ケ記帳整  
理致度候條特ニ御認可相成度此段申請候也

○司法省會甲第六七六號 (大正四年四月二日)  
(長ヨリ各監獄仕拂命令官宛)  
拂渡郵便局指定ノ件ニ關シ別紙ノ通大藏省ヨリ  
通牒有之候條此段及通牒候也

該科目ニ適合セサル收入又ハ支出アルトキハ其ノ  
都度具申スヘシ

本年勅令第六號ニ依リ郵便官署ノ取扱フヘキ歲出

金ノ繰替拂ハ金庫所在地外ニ於テ仕拂ヲ爲スモノ

ニ限り從テ金庫<sub>(仕拂命令ヲ除テ)タル金庫ナムト繰替</sub>ノ存

在スル市町村内ノ郵便局ハ仕拂命令官ニ於テ之ヲ

指定スルコトヲ得サルノ法意ニ有之候處往々是等

ノ郵便局ヲ指定シテ仕拂命令ヲ發スル向有之今般

爲替貯金局長ヨリ通牒ノ次第モ有之候條右誤解無

之様貴省所管仕拂命令官ニ對シ一般ニ御訓示相成

度此段及通牒候也

大正四年四月十六日

大藏省主計局長 市來乙彦

司法大臣官房會計課長平野亮平殿

○司法省會甲第六五號

裁 判 所 監 獄 所

大正四年度歲入歲出科目ハ大正三年度分ヲ適用ス

候也

○發第六六七號(大正四年四月十五日  
財政監獄典獄司)

今般夜業開始候ニ付テハ之カ作業賞與金計算上監獄法施行規則第七十條第一項第一號及第三號ニ適用ニ關シ聊カ疑義相生シ候右各號ハ現今晝間作業ニ付賞與金ノ計算ヲ受クル資格アル者ニモ其夜業ニ付テ別途ニ之ヲ適用スヘキ筋合ニ有之候哉此段及照會候也

○監丙第四一六號(大正四年四月三十日  
監獄局年回答)

四月二十九日監甲發第一一九號ヲ以テ御照會相成候初犯懲役四トシテ入監シタル者累犯者タルコト發見シタル場合ノ作業賞與金計算方ノ件御來示ノ場合ノ如ク累犯者タル事實顯著ナルニ於テハ裁判所ノ決定ヲ待タス累犯者トシテ作業賞與金ノ計算相成差支無之儀ト思料致候此段及回答候也

○監甲發第一一九號(大正四年四月二十九日  
浦和監獄典獄會)

初犯懲役囚トシテ入監シタル者數月ヲ經過シタル後累犯者タルコトヲ發見シ刑法第五十八條及刑法

右調合ス

大正四年四月十五日 司法大臣 尾崎行雄

○監甲第二五八號(大正四年四月十四日監獄宛)

看守女監取締勤務手當ハ毎年七月、十月、一月、三

月ノ四回ニ前三ヶ月分ノ實費(三月分ハ見込額ヲ以テ)ヲ取纏メ

増額方申請可相成旨明治四十年四月監甲第一九三

號ヲ以テ及通牒直候處右三月分ニ付テハ豫算處理上ノ都合有之ニ付三月上旬迄ニ増額方申請相成度此段及通牒候也

追テ勤務手當支給事實ナキ場合ノ報告モ三月分ハ可成早々御提出相成度申添候

○監丙第三六八號(大正四年四月二十日監獄局年回答)

四月十五日發第六六七號ヲ以テ夜業ノ作業賞與金計算上監獄法施行規則第七十條第一項第一號及第三號ノ適用ニ關シ御照會之趣了承右ハ夜業ニ付別途ニ適用スヘキモノニ無之ト思料致候此段及回答

施行法第五十三條ニ依リ更ニ刑ノ決定確定シタル場合ニ於ケル作業賞與金計算方ノ件ニ付テハ明治四十二年十二月福岡監獄典獄問合ニ對シ同月監丙第一五一號ヲ以テ御回答ノ次第モ有之累犯加重決定確定ノ日ヲ以テ初犯累犯ノ區別ヲ爲シ作業賞與金ノ計算ヲ爲スヲ至當トハ存シ候得共監獄ニ於テ累犯者タルコトヲ發見シ當該檢事ニ累犯加重ノ手續ヲ求ムル爲メ通報シタル場合ニ於テ監獄所在地以外ノ裁判所言渡ニ係ルモノハ累犯加重決定マテニハ隨分尠カラナル日子ヲ要スル場合有之然ル作業賞與金計算期カ此場合ニ當ルトキハ現ニ累犯者タルコト明カニシテ本人モ亦自白シ居ルニモ不拘尙且ツ初犯トシテ作業賞與金計算ヲ爲サハルヘカラサルコトナリ不當ノ利得ヲ爲サシムルノ結果ト相成候ニ付右ハ累犯加重決定確定前ト雖モ累犯者ナルコトヲ發見シ言渡裁判所檢事ニ通報スルト同時ニ累犯者トシテ作業賞與金ノ計算スルコトニ致シ差支有之間敷ト存シ候得共一應御指示相

任看守長給月俸二十七圓廣島監獄勤務ヲ命ス

看守(廣島) 小川新右衛門

給三級依頼免本官 看守長(鶴館) 佐藤省吾

任典獄四級俸下賜 典獄(高知) 中村忠直

典獄(大阪) 杉野喜祐 檢事

典獄(鹿兒島) 佐藤元次郎 寺崎勝治

典獄(京都) 野口謹造

典獄(松山) 松山爲治

典獄(松江) 芥川忠蔵

典獄(新潟) 三池貞

新潟監獄勤務ヲ命ス

五級俸下賜高知監獄勤務ヲ命ス

五級俸下賜松江監獄勤務ヲ命ス

五級俸下賜高知監獄勤務ヲ命ス

五級俸下賜松江監獄勤務ヲ命ス

五級俸下賜高知監獄勤務ヲ命ス

五級俸下賜高知監獄勤務ヲ命ス

五級俸下賜高知監獄勤務ヲ命ス

五級俸下賜高知監獄勤務ヲ命ス

五級俸下賜高知監獄勤務ヲ命ス



室に於て茶菓の饗應あり會員何れも懇話を交換し  
同五時三十分全く散會を告げたり當日參集せる會  
員の芳名左の如し

大山 太郎

小原綱五郎

森口幸之助

西原 幸三

渡邊 榮次

山内 末吉

土倉 是空

毛利 榮敷

河合 哲

高橋 實藏

雜賀 嘉吉

鈴木義之丞

常石政次郎

根本 爲次

本真 英龍

島田鐵太郎

勝水 淳行

小橋川昭慶

齊藤 友治

基

岡 宗次

内田 保三

ト部

吉

小池 博道

小野寺輝雄

木村 惠教

本庄 石藏

木村 初太郎

土川種次郎

山口 知信

吉岡 修三

鈴木作太郎

赤城 一雄

川俣親四郎

仁科 正枝

鶴澤彌治

黒田源太郎

柳澤彌右衛門

秋元源次郎

花林 菲山

岡田芳三郎

野口 峰造

吉岡 古矢

關口 清作

内田 栄造

中島 直人

吉井 嘉助

島田 義造

木村 黄吉

野口 峰造

扇谷 奥三

小山耕太郎

藤木慶太郎

本庄 石藏

松井辰千代

碓井 義弘

平善三郎

吉岡 修三

大澤 利之

上野 泰吉

大澤 利之

吉岡 古矢

木村 庄一

宮崎 速任

木村 主税

吉岡 古矢

中田 主税

## 監獄協會會報

○茶話會

五月八日(第二土曜日)午後二時より例に依り本會  
樓上に於て茶話會を開催せり會員諸氏は例刻を以  
て陸續參集あり當日の講演者は前の文部次官又は  
東北大學總長たりし文學博士澤柳政太郎氏にして  
「犯罪と教育」なる題下に前提として教育の三大綱  
を説き次に學校、家庭、社會に於ける教育の力大な  
るを援論し一轉して犯罪と教育との關係の密接な  
るものあるは當然の事態なるべしそして進んで各種  
刑罰統計表に掲示せる教育の程度に依り犯罪數の  
多少と比率を細論あり更らに歐洲各國に於ける刑  
事統計の彙類等に依り飲酒に關する製表上の説明  
あり約二時間に涉り辨論縱横滾々盡きす聽衆に多  
大なる感興を與へ午後四時を以て講演を終り後別

補增大

增補版改日本刑法論

法學士 泉二新熊先生著

▼第拾九版愈々發賣▲各總論

全臺冊

本書は久しく品切となり大方の期待せられし増補改版にして其の重なる訂正は就中因果關係の中斷に關する觀念、犯意の概念、法律の錯誤及過失等の説明を一層的確にし其他總論及各論中所論の更正亦少からず、且各論の部に於ては沿革上の説明並に實際問題に關し幾多の増補を爲し加之最近判例の主要なるもの逐條挿入して研學上の便宜を圖り卷末に現今刑政上最も注意すべき問題に就て一、二の論文を加へ愈々面目一新せり

仁井田生先著

刑事訴訟法講義

第二版

**上製金貳圓五錢**  
送料(内地金四十二錢)

所賜振三〇七番東京

行斐有發  
田神京東  
町通橋一

►本製上革脊判菊◄  
正價金四圓五拾錢  
送料朝內地支五金二五二十錢

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、  
場合ノ注意

氏名	番號	口座
		東京貳五〇五九番

監獄協會

大正四年五月二十日發行

(定價金拾貳錢)

編發人  
東京市四谷區愛住町二番地  
印刷人  
東京市四谷區愛住町二番地  
印刷所  
東京市四谷區下六番町十七番地  
發行所  
電話新橋壹參六八番  
監獄同  
賣捌所  
東京市四谷區愛住町二番地  
書院

(東京府豐多摩郡大久保町大字  
西大久保三百七拾番地)